

金融制度へのイスラーム法の導入

——バンク・イスラーム・マレーシアを事例として——

くわ 桑 原 尚 子

はじめに

- I 利息の禁止と損益分担
 - II 既存の法制度とイスラーム銀行の設立
 - III イスラーム銀行の法的枠組み
 - IV イスラーム銀行における契約類型と業務内容
おわりに
- 付属資料 1983年イスラーム銀行法

はじめに

銀行制度は欧米を中心とする近代資本主義社会に端を発する現在の経済機構において重要な地位を占めているが、1970年代以降、イスラーム諸国を中心として、西欧的な銀行制度へのイスラーム法の導入を意味する「イスラーム銀行」の設立がみられる。

イスラーム銀行創設への先駆的な試みは、1963年にエジプトにおいて地方の貯蓄銀行という形態で設立され67年まで活動を行ったミット・ガムル (Mit Ghamr) 銀行に見られる。その後1970年代中頃から、ドバイ・イスラーム銀行 (Dubai Islamic Bank) の設立 (75年) を皮切りに、スーダン・ファイサル・イスラーム銀行 (Faisal Islamic Bank of Sudan, 77年)、クウェイト金融会社 (Kuwait Finance House, 77年) の設立など、湾岸諸国を中心に銀行を含む各種の商業目的のイスラーム金融機関が設立された。マレーシアにおいてはバンク・イスラーム・マレーシア (Bank Islam Malaysia Bhd.: 以下 BIBM と略す)

が世俗的金融制度と併存するかたちで1983年に設立された。そのときすでに世界ではイスラーム銀行の数は約30行ほどになっていた^(注1)。東南アジア地域においては、マレーシアでのイスラーム銀行設立後、インドネシアで1992年に、ブルネイでは93年にイスラーム銀行が設立されている^(注2)。

各国におけるイスラーム金融機関の設立と同時に、国際機関として、1975年にイスラーム開発銀行 (Islamic Development Bank) が、77年にイスラーム銀行国際協会 (International Association of Islamic Banks: 略称 IAIB) が設立され、これら両機関は各イスラーム金融機関の間の連携を促進している^(注3)。さらに、多国籍イスラーム金融機関としては、ダール・アル=マール・アル=イスラーミ (Dar Al-Maal Al-Islami: 略称 DMI)^(注4) およびアル・バラカ・グループ (Al Baraka Group)^(注5) が活動を行っている。

マレーシアでは、1983年に設立された BIBM が10年間イスラーム銀行業を独占した後、93年に無利息銀行業制度 (Interest Free Banking Scheme: 略称 IFBS)^(注6) が導入され、他の商業銀行および金融会社などがイスラーム銀行業に参入することが可能となった。1993年4月にマラヤ銀行 (Malayan Banking Bhd.), バンク・ブミプトラ・マレーシア (Bank Bumiputra Malaysia Bhd.) およびユナイテッド・マラヤ銀行 (Uni-

表1 イスラーム銀行業における BIMB と他の金融機関との預貯金額および融資額の比較
(単位：100万リンギ)

	1994	1995	1996	1997
預貯金額				
商業銀行	1,463	1,745	2,667	5,153
金融会社	247	379	966	1,170
マーチャント・バンク	54	57	348	349
BIMB	2,892	2,745	3,283	3,223
計	4,656	4,926	7,264	9,895
融資額				
商業銀行	274	843	2,125	4,706
金融会社	164	453	1,225	2,190
マーチャント・バンク	25	230	393	503
BIMB	1,240	1,966	2,400	3,351
計	1,703	3,492	6,143	10,730

(出所) Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1995), (1996), (1997) より作成。

ted Malayan Banking Corporation Bhd.) の3行、同年8月にはさらに10行が無利息銀行業制度の下に参入し、その数は96年末の時点で49行(商業銀行25, 金融会社21, マーチャント・バンク3)となっている(注7)。

これにより BIMB のイスラーム銀行業における地位は、預金総額および融資総額ベースでみると相対的に低下したが、依然として金融部門のイスラーム化政策を主導する役割を果たしていることに変わりはない(表1参照)。これら BIMB の創設を含むイスラーム銀行業制度の導入は、1980年代以降の現マハティール政権における、83年のイスラーム国際大学の設立、84年のイスラーム保険会社の設立等の一連のイスラーム化政策の中に位置づけることができる(注8)。

本稿は、マレーシアの世俗的な金融制度および法制度において導入されたイスラーム銀行の法的枠組み、およびイスラーム法に基づき利息の徴収を禁止する銀行における契約について検討を加えることにより、当該銀行の運営および

業務内容の特徴と問題点を明らかにすることを試みるものである。

これらの議論へ入る前に、イスラーム銀行について、特に金融面での重要なイスラーム法の原則およびイスラーム法で認められる契約について、次節で概観したい。

(注1) Traute Wohlers-Scharf, *Arab and Islamic Banks* (Paris: OECD, 1983), p. 70, Annex XII.

(注2) Fuad Al-Omar & Mohammed Abdel-Haq, *Islamic Banking: Theory, Practice & Challenge* (London: Zed Books, 1996), p. 87.

(注3) Muhammad Nejatullah Siddiqi, "Islamic Banking: Theory and Practice," in *Islamic Banking in Southeast Asia*, ed. Mohamed Ariff (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1988), p. 44. 著書によっては著者名が Siddiqi となっているが、本稿では各著書の表記に従う。

(注4) 1981年にバハマ法に基づき信託会社として設立された。ダール・アル＝マール・アル＝イスラームの設立発起人は、12人のサウジアラビアの王子を含む、バハレーン、エジプト、ギニア、クウェイト、マレーシア、パキスタン、カタール、スーダン、およびアラブ首長国連邦などの政府首脳であつ

た。マレーシアからは、ラーマン元首相が設立発起人として名を連ねている。Traute Wohlers-Scharf, *Arab and . . .*, p. 81, および石田進「イスラーム無利子金融の動向」(石田進・田中民之・武藤幸治『現状イスラーム経済』日本貿易振興会 1988年) 110~111ページ。

(注5) Siddiqi, "Islamic Banking . . .," pp. 44-45/Traute Wohlers-Scharf, *Arab and . . .*, pp. 81-83.

(注6) interest free の訳語としては、日本におけるイスラーム銀行に関する研究においては従来より「無利子」が使われているが、本稿では法律学上の用法に従って、「無利息」とする。

(注7) 鳥居高「マレーシアのイスラーム」(総合研究開発機構〔NIRA〕『イスラーム世界の相互依存と対立・対抗に関する研究』NIRA 研究報告書 No. 970106 1998年) 118~120ページ/Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1993), p. 188.

(注8) Hussin Mutalib, *Islam and Ethnicity in Malay Politics* (Singapore: Oxford University Press, 1990), pp. 134-139/Syed Waseem Ahmad, "Islamic Insurance in Malaysia," in *The Muslim Private Sector in Southeast Asia*, ed. Mohamed Ariff (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1991).

I 利息の禁止と損益分担

イスラーム銀行では、イスラーム法における「リバー」(Riba)の禁止に基づいて利息の徴収を禁じている。

リバーはイスラーム銀行を論じる際には「利息」と解釈されているが、イスラーム法でリバーという場合、利息のみを意味するものではない(注1)。リバーには「超過によるリバー」(riba al-fadl)と「繰延によるリバー」(riba al-nasi'a)がある。一定の商品交換においては等価交換および同時交換を原則とするイスラーム法において、同時交換であっても等価交換でない場合に、

一方の当事者が受け取る「利得」が「超過によるリバー」である。それに対して「繰延によるリバー」は、一方の目的物の引き渡しが続り延べられるときに徴収する「利得」である。いずれもイスラーム法では「不当な利得」(unlawful gain)とみなされ禁じられているが、禁止される取引の内容は、目的物が何であるか、引渡しがどこでなされるか、等価交換であるか、などによって各法学派の解釈が異なる(注2)。現在のイスラーム銀行が禁止している利息は、「繰延によるリバー」にあたる。

イスラームにおいてなぜ利息が禁じられているのかについて、イスラーム銀行論の論者であるシッディーキ(Siddiqi)はその根本的理由として、(1)搾取、(2)富の分配の不平等を助長する貧者から富者への富の移行、および(3)蓄積された富から収入を得る有閑階級の創出の3つを指摘する。すなわち、第1に、借主たる事業主の利益はその事業の成功如何に左右されるというきわめて不確実なものであるのに対し、貸主のみが「確実な資本の返還」を受けるという意味において利息は「搾取」を生みだす。第2に、利息のもたらす貧者から富者への富の移行または偏りは、イスラームが主張する「協調と友愛」とは相容れない「富の分配の不平等」を促すことになる。第3に、不労所得を得る「有閑階級」の存在は、人々の「労働」と「事業」から成るイスラーム社会にとっては有害である。ゆえに、イスラームでは利息が禁じられるのである(注3)。

イスラーム法においてリバーは禁止しているが、「利益」の取得は合法としている(注4)。合法性の根拠は、「利益」は事業という生産的過程から得られ、損失の危険もありうる不確定な要素を持つことに求められる(注5)。

現実のイスラーム銀行では、種々のイスラーム法上の契約類型を適用しているが、その中でも「最も重要な手法」^(注6)としてその中心に位置づけられているのは、損益分配方式の「ムダーラバ」(Mudharaba)と「ムシャーラカ」(Musyarakah)である。ムダーラバは銀行が顧客から預かった金銭を資金需要者の事業に投資するとの意味において投資信託に類似しており、ムシャーラカは、銀行と資金需要者の共同出資により事業を営むとの点においてパートナーシップと同義である。

ムダーラバおよびムシャーラカを利息の代替化としてイスラーム銀行が導入するのは、あらかじめ確定した利得、すなわち利息を生ずることなく、事業という生産的過程を通じて利益を得ることが可能なためである。

すでにイスラーム法において理論化されているが、イスラーム銀行論の論者によってこれらを適用するイスラーム銀行論の構築が試みられている^(注7)。特にムダーラバについては、イスラーム銀行の資金の受入れおよび資金の運用の両方において預金者、銀行および資金の需要者とを結び付ける役割を果たすものとして論じられている^(注8)。

ムダーラバにおいては、一方の当事者が資金を他方の当事者に委託し、資金を委託された当事者はそれを利用して取引行為に従事するかまたは事業を営む。取引行為または事業から得られる利益は事前に合意した割合に応じて両当事者間で分配され、損失が生じた場合には資金の提供者が負担する。現代のイスラーム銀行におけるムダーラバの適用は、銀行と預金者、銀行と企業家との間でそれぞれ個別にムダーラバが締結されることから、「2段階のムダーラバ」

(two-tier mudharaba) と称される^(注9)。

第1段階の銀行と預金者の中で結ばれるムダーラバにおいては、銀行は資金需要者、預金者は資金提供者、第2段階の銀行と事業主との間のムダーラバでは、銀行は資金提供者、事業主は資金需要者たる地位にある。すなわち、イスラーム銀行は、2つのムダーラバの当事者となることにより、預金者からムダーラバに基づいて資金を集め、事業主には別のムダーラバに基づいて資金の提供を行うといった、預金者の資金提供と事業主の労務提供とを結び付ける役割を担うこととなる^(注10)。

ムシャーラカとは、各当事者が共同で資金を出資し事業を営むことを約す契約である。利益は事前に合意した割合に応じて各当事者に分配される。利益の分配率は出資額の比率に応じる必要はないが、損失が生じた場合には出資率に基づいて負担する。

(注1) 利息の禁止をめぐることは、リバーが高利のみを意味するのか利息一般を意味するのかといった議論も存在する。コーランでいうリバーの禁止は法規範ではなく倫理規範であると主張する論者もいる。Abdullah Saeed, *Islamic Banking and Interest: A Study of Prohibition of Riba and its Contemporary Interpretation* (Leiden: E. J. Brill, 1996), pp. 17-40.

(注2) これら2つのリバーの意義については、Nabil A. Saleh, *Unlawful Gain and Legitimate Profit in Islamic Law* (London: Graham & Trotman, 1992), pp. 11-43.

(注3) Muhammad Nejatullah Siddiqi, *Muslim Economic Thinking* (Leicester: The Islamic Foundation, 1981), p. 63/岩井聡「無利子銀行——契約の原理と方法——」(黒田壽郎編『イスラーム経済——理論と射程——』三修社 1988年) 134~136ページ。

(注4) コーラン第2章276節「アッラーは商売をお許しになった。だが利息は禁じ給うた」から導きだされる。井筒俊彦訳『コーラン(上)』岩波文庫 1994年。

(注5) Muhammad Abdul Mannan, *Islamic Economics: Theory and Practice*, revised ed. (U. K.: Hodder and Stoughton, 1986), pp. 131-132.

(注6) Zakariya Man, "Islamic Banking: The Malaysian Experience," in *Islamic Banking in South-east Asia*, ed. Mohamed Ariff (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1988), p. 92. また, Sudin Haron によれば, 損益分担方式であるムダーラバおよびムシャーラカだけが, 形式および実態の両面でイスラーム経済の目的に資することから, イスラーム的要素の強いものであるとされる。その他の原則は, 形式的にはイスラームの規範に従っているが, 実態は異なるのでイスラーム的要素が弱いとされる。Sudin Haron, *Islamic Banking: Rules & Regulations* (Petaling Jaya: Pelanduk Publications, 1997), pp. 80-81.

(注7) Muhammad Nejatullah Siddiqi, *Banking Without Interest*, 5th ed. (Lahore: Islamic Publications Ltd., 1991)/Muhammad Uzair, "Some Conceptual and Practical Aspects of Interest-Free Banking," in *Studies in Islamic Economics*, ed. Khurshid Ahmad (Leicester: The Islamic Foundation, 1980)/ムハンマド・バーキルッニサドル『無利子銀行論』黒田壽郎・岩井聡訳 未知谷 1993年。

(注8) サドル『無利子銀行論』/Siddiqi, *Banking Without Interest*.

(注9) Saleh, *Unlawful Gain . . .*, p. 126/Siddiqi, "Islamic Banning . . .," p. 36.

(注10) サドルは「2段階のムダーラバ」ではなく1つのムダーラバに基づくイスラーム銀行のモデルを提示する。「2段階のムダーラバ」に基づくイスラーム銀行論において2つのムダーラバの当事者であった銀行は, 預金者の代理人たる地位にとどまる。代理人たる銀行は, 「流動的報酬」として資金需要者たる事業主から利益配当からの一定の割合を差し出させる。さらに銀行は, 「流動的報酬」のほかに事業主から「固定手数料」を徴収する。これら「流動的報酬」および「固定手数料」は, ムダーラバに基づいて行われる事業から得られる利益ではなく, 預金者の代理人としての銀行が果たす「仲介者の役割」すなわち「サービス」に対する「報酬」であると説明される。「2段階のムダーラバ」との違いにおい

て注目すべき点は, 預金者の元金を銀行が保証することにある。ムダーラバにおいては事前に利益の分配率についての合意はしてもその額を取り決めることが禁じられていることについてはすでに述べたが, サドルのイスラーム銀行論では, 銀行は「事業者と資本との仲介役を演じ, 第三者として預金者に預金の保証を行う」とされる。要するに, 銀行はムダーラバの当事者たる資金提供者でも資金需要者でもないがゆえに, 預金元本を保証できる, というわけである。サドル『無利子銀行論』36~53ページ。

II 既存の法制度とイスラーム銀行の設立

ここでは, マレーシアにおけるイスラーム法の現状を, イスラーム法の適用範囲およびシャリーア裁判所(イスラーム法裁判所)の管轄権の面から概観したうえで, マレーシアでのイスラーム銀行の設立までの過程を明らかにしたい。

1. イスラーム法とシャリーア裁判所

マレーシア連邦憲法は「イスラームは連邦の宗教である」(連邦憲法第3条1項)^(注1)と規定してはいるものの, イスラーム法を立法の源とはみなしていない。ムスリムが国民の過半数を占める国, 特に中東諸国の憲法では, イスラームを国教とする条項のほかに, イスラーム法が立法の源泉または源泉の一部である旨を規定した条項が設けられているが^(注2), マレーシアにはそれはない。

マレーシアにおいては, イスラーム法は, 連邦領(クアラルンプールおよびラブアン島)を除き州の管轄事項であり, 各州はイスラーム法を施行するための法律を制定している。イスラーム法は, 家族法, 相続法, 宗教関連行為および連邦法で認められるイスラームの宗教の戒律に反する罪^(注3)に関して, ムスリムに適用されて

いる(注4)。

限定されたイスラーム法の運用に加え、イスラーム法およびシャリーア裁判所は次の2つの点で、世俗法および世俗裁判所にたいし従属的な地位に置かれてきた。第1に、イスラーム法が適用される事項であっても、それに対する連邦法が存在することから適用領域がさらに制限されること、第2に、シャリーア裁判所の判決にたいする世俗裁判所の判決の優越である。すなわち、世俗裁判所においても、ムスリムの間の家族法に関する紛争についての裁判が行われていた結果、イスラーム法とは矛盾する判決が下されたり、シャリーア裁判所の判決が破棄されることもあった(注5)。

しかしながら、1988年の憲法改正によりシャリーア裁判所の世俗裁判所に対する従属的な地位は対等な関係へと変容している。この憲法改正により、世俗裁判所は、シャリーア裁判所の管轄権内の事案に関しては、いかなる管轄権をも有することができないこととなった(注6)。

2. イスラーム銀行の設立

マレーシアにおけるイスラーム銀行の設立は1983年であるが、イスラーム式金融方式の導入は60年代にさかのぼることができる。1969年に政府は、62年設立のマラヤン・ムスリム巡礼貯蓄公社 (Malayan Muslims Pilgrims Saving Corporation) と51年から活動していた巡礼管理局 (Pilgrims Affairs Office) とを、職務の重複を避けるために合併させ、巡礼管理基金庁 (Pilgrims' Management and Fund Board : 以下 PMFB と略す) を設立した。PMFB の活動は、(1)イスラーム法に基づくムスリムの貯蓄の運用および維持、(2)貯蓄の投資を含む利用、(3)メッカへの巡礼の旅における巡礼者の福祉の管理の3つの領

域に及び、その目的はムスリムが巡礼の旅の費用を徐々に積み立てられるようにすること、その貯蓄を通じて預金者がイスラーム法で認められる投資への参加を可能とすること、PMFB のさまざまな便宜を通じ巡礼の旅における巡礼者の保護および福祉を提供することにあった(注7)。

PMFB が設立された1969年から82年までに、その預金者数は毎年平均20.4%の率で4万7970人から53万5900人へと増加し、資本総額は毎年平均28.6%の率で1120万マレーシア・ドルから3億3870万マレーシア・ドルに増加した(注8)。このPMFBの成功と他国におけるイスラーム銀行創設の動きが、マレーシアでのイスラーム銀行創設を触発することとなる。

1980年に統一マレー人国民組織 (United Malays National Organization: UMNO) によって開かれたブミプトラ経済会議 (Bumiputra Economic Congress) は、政府に対して国内でのイスラーム銀行の設立をPMFBに許可することを促す決議を通過させた(注9)。イスラーム銀行設立についてはそれ以前にも継続的な圧力はあったが、この決議は最初の正式な銀行設立の要求であった。

同年、諸々の州において、PMFBが主要な役割を果たしイスラーム銀行を設立することについて、ブミプトラ経済会議と同様の決議が通過した。また、PMFB、マレーシア・ムスリム福祉機構 (Muslim Welfare Organization of Malaysia/Pertubuhan Kebajikan Islam Malaysia : 以下 PERKIM と略す) およびマレーシア開発銀行 (Development Bank of Malaysia Bhd.) においても、国内でのイスラーム銀行の設立およびイスラーム銀行業を研究するために、独自の委員会が設置された。

これらの要求を受け、連邦政府は1981年7月30日に国家イスラーム銀行調査委員会 (National Steering Committee of Islamic Banks) を設置し、イスラームの原則に基づく銀行業の調査および検討に当たさせた^(注10)。同委員会の具体的調査課題は、第1に、設立、業務、顧客およびその他の金融機関との関係等のイスラーム銀行業の諸側面を研究し明らかにすること、第2に、宗教、法、人種、社会および開発等の視点から、マレーシアにおいて適切なイスラーム銀行業のあり方を検討すること、第3に、イスラーム銀行の基本原則、法的枠組み、会社の構造、業務範囲および組織構造に関する報告書の形で、マレーシア・イスラーム銀行の設立を政府に提示すること、であった^(注11)。

同委員会の報告書は、11カ月に及ぶ調査の後翌年7月に政府に提出された。その報告書で同委員会は、利息の禁止と損益分担、イスラーム取引法の原則に基づく銀行業務およびムスリムの共同体（ウンマ）の利益と矛盾する活動の排除の3点を銀行の主要な原則として次のように概略している^(注12)。

- (1) 損益分担 (profit and loss sharing) は、イスラームにおける金、富、労働という全ての経済活動の基礎であり、現在の銀行システムにおける重要な機能を果たす利息に代替するものであること。
- (2) イスラーム銀行の成功は、主として、取引行為についてのイスラームの原理の理解と遂行にかかっているがゆえに、イスラーム銀行は、その活動がイスラーム法に反するものではないということを保証せねばならないこと。
- (3) ムスリム共同体の利益に反する活動は、

神に委託される富の誤用および濫用であること。

さらに、イスラーム銀行の設立へ向けて、以下のことを政府に勧告した^(注13)。

- (1) シャリーアの原則に基づいて業務を営むイスラーム銀行を設立すべきであること。
- (2) イスラーム銀行は1965年会社法 (Companies Act 1965) に基づく有限責任会社として設立されるべきであること。
- (3) 1983年イスラーム銀行法 (Islamic Banking Act 1983) と称される法律が制定されるべきであり、それに伴い、いくつかの現行法が改正されるべきであること。
- (4) 中央銀行が1983年イスラーム銀行法を執行すべきであること。
- (5) 銀行の運営がシャリーアの原則を遵守して行うことを保証するために、宗教監督協議会 (Religious Supervisory Council) を設置すること。

この国家イスラーム銀行調査委員会の報告書に基づいて、マレーシアのイスラーム銀行として BIMB が設立された。

BIMB は1983年3月1日に1965年会社法に基づく株式会社として設立され、同年4月に1983年イスラーム銀行法により免許を受けて、7月1日にクアラルンプールにてその業務を開始した。設立時の払込資本は8000万リングであった。内訳は、大蔵省投資会社 (Minister of Finance [Incorporated] Malaysia) が3000万リング、PMFB が1000万リング、PERKIM が500万リング、州宗教評議会 (State Religious Council) が2000万リング、州宗教庁 (State Religious Agencies) が300万リング、連邦政府 (Federal Agencies) が1200万リングである。払込資本の内訳から明ら

かなように、イスラーム銀行は公的資金を導入して設立されている^(注14)。

(注1) もっとも、憲法は他の宗教の自由についても「連邦内のいかなる地域においても、平和と調和のうちに実践されるものとする」として、これを保障している。

(注2) 小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂 1994年 234～236ページ。

(注3) 違法な性的関係、近親相姦、売春等の性に関する罪、飲酒、断食月に断食を怠ることおよび宗教税の不払いに関する罪がある。Wu Min Aun, *The Malaysian Legal System* (Petaling Jaya: Longman Malaysia, 1990), pp. 41-42.

(注4) イスラーム法の適用される領域については、憲法の第9付則第2リストにおいて次のとおり定められている。

「連邦領を除く各州の、以下のイスラーム法およびイスラーム教を信仰する者の身分ないし家族法：相続、遺言および無遺言、婚約、婚姻、離婚、婚資、扶養、養子、嫡出、後見、贈与、共有物分割ならびに非公益信託に関するイスラーム法；ワクフ (Wakafs) および公益、宗教のための信託の定義と規制、受託者の任命、州内で活動するイスラーム教および公益の基金、機関、信託、寄付および公共機関に関する法人格の付与；マレー慣習；宗教税 (Zakat)、断食明けの宗教税 (Fitrah) および公庫 (Bait-ul-Mal) または他のイスラーム教に基づく収入；モスクまたはイスラームの公共礼拝所、連邦の管轄事項を除くイスラーム教を信仰する者によるイスラーム教の戒律に反する犯罪の規定と罰則；シャリーア裁判所の規則、組織および手続。シャリーア裁判所はイスラーム教を信仰する者に対し本項で規定される事項に関してのみ管轄権を有する。ただし、連邦法で規定される以外の犯罪、イスラーム教を信仰する者の間での教義および信仰の管理に関しては管轄権を有しない；イスラーム法およびマレー慣習に関する事案の裁判」。

(注5) Ahmad Ibrahim, "The Amendment to Article 121 of the Federal Constitution: Its Effect on Administration of Islamic Law," *Malayan Law Journal*, vol. 2, 1989, pp. xvii - xix では、1988年の憲法改正以前にシャリーア裁判所が管轄権を有する事

案を世俗裁判所が審理した結果、イスラーム法とは矛盾する判決が下された例を、いくつか挙げている。

(注6) 1988年の憲法改正については、以下を参照。Ahmad Ibrahim, "The Amendment to Article 121 . . .," pp. xvii-xxii/idem, "Islamic Law in Malaysia Since 1972," in *Developments in Malaysian Law*, ed. Faculty of Law, University of Malaya (Petaling Jaya: Pelanduk Publications, 1992), pp. 296-297/Wu Min Aun, *The Malaysian Legal System*, pp. 38-44.

(注7) Radiah Abdul Kader, "The Malaysian Pilgrims Management and Fund Board and Resource Mobilization," in *The Islamic Voluntary Sector in Southeast Asia*, ed. Mohamed Ariff (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1991), pp. 140-145.

(注8) Zakariya Man, "Islamic Banking: The Malaysian . . .," p. 69/高梨博昭「一般金融機関」(高梨博昭編『マレーシアの金融事情』アジア経済研究所 1973年) 180～181ページ。

(注9) 1980年のプミプトラ経済会議におけるイスラーム銀行設立へ向けての決議採択から、83年のイスラーム銀行設立までの過程については、BIMB, *Organization and Operations* (1995), pp. 2-3/Zakariya Man, "Islamic Banking: The Malaysian . . .," pp. 69-71/Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1987), p. 94/Jane Connors, "Towards a System of Islamic Finance in Malaysia," in *Islamic Law and Finance*, ed. Chibli Mallat (London: Graham & Trotman, 1988), pp. 58-59.

(注10) 国家イスラーム銀行調査委員会は、首相特別顧問 Raja Tan Sri (現 Tun) Mohar を委員長とする20名の委員から構成されていた。同委員会は政府に提出する報告書を作成するにあたり、エジプトとスーダンのファイサル・イスラーム銀行の業務の調査をするとともに、種々のイスラーム経済およびイスラーム銀行に関するテキスト、イスラーム銀行国際協会による「イスラーム銀行モデル」の文書、PERKIMの報告書である「マレーシアにおけるイスラーム銀行設立の覚書」およびマレーシア中央銀行による報告書の「マレーシアにおけるイスラーム銀行の設立」を参照するなどした。

(注11) Zakariya Man, "Islamic Banking: The

Malaysian . . . ,” p. 70.

(注12) Ibid., p. 71.

(注13) BIMB, *Organization and Operations* (1995), pp. 2-3/Zakariya Man, “Islamic Banking: The Malaysian . . .”.

(注14) BIMB, *Organization and Operations* (1995).

III イスラーム銀行の法的枠組み

マレーシアにおけるイスラーム銀行の運営は、1983年イスラーム銀行法、1965年会社法、銀行の基本定款(memorandum of association)および付属定款(article of association)に基づいて行われる。ここでは、これらイスラーム銀行の運営に関する法的枠組みについて、BIMBを事例として検討する。さらに、1990年代以降マレーシアにおいてイスラームの原則に基づく金融手法の拡大がみられることから、この動きが非イスラーム的な金融制度のイスラーム化をもたらす可能性を含むものであるかについても検討を加える。

1. 1983年イスラーム銀行法

1983年イスラーム銀行法は、銀行に係るイスラーム法を成文化したのではなく、銀行業の免許制、銀行業を営む上での必要条件およびイスラーム銀行に対する監督権限を定めているにすぎず、実際の銀行業務については不文法たるイスラームの規定に従わねばならない(注1)(同法の詳細については付属資料の筆者翻訳による1983年イスラーム銀行法を参照)。同法は、商業銀行およびマーチャント・バンクに適用される1973年銀行法(Banking Act 1973)(注2)をモデルとしているが、イスラーム銀行がイスラームの原則に反しないで銀行の活動が行えるよう、若干の

修正がなされている。

イスラーム銀行とは「イスラーム銀行業を営み有効な免許を有する会社」であり(2条)、イスラーム銀行業とは、「銀行業の目的及び業務においてイスラームの宗教に反する要素を一切含まないもの」をいう(2条)。

しかしながら、いかなる業務がイスラームの宗教に反するかについては同法の定めるところではない。ただ、銀行業を営むための免許を取得する条件として、「銀行業の目的及び業務において、イスラームの宗教に反する要素を含まないこと」(3条5項a)および「銀行の付属定款において、イスラームの宗教に反する要素を含まないことを確保するために、銀行業について助言を行うシャリーア諮問機関(Syar'iah advisory body)の設立を規定すること」(3条5項b)を義務づけているにすぎない(注3)。

イスラーム法の原則に起因する1983年イスラーム銀行法の特徴は、定利の預金勘定(fixed deposit account)(注4)の廃止と投資勘定(investment account)の導入、流動資産としての投資証券の保有、商取引規制の条文の削除である。

1973年銀行法に基づいて免許を受けた銀行における定利の預金勘定は、1983年イスラーム銀行法では削除されている。しかし一方で、イスラーム銀行にはイスラーム法上認められている損益分担方式による利益の取得を目的とする投資勘定が設けられている。投資勘定については、それが預金者と銀行との間の「損益分担の合意」に基づいて、預金者により一定期間、銀行に対して預けられる資金であると規定されている(2条)。

銀行が保有すべき流動資産の内容のひとつとして、1973年銀行法は「政府またはそれを発行

する権限を有する州政府により発行される大蔵省証券」(銀行法16条6項e)をあげているが、大蔵省証券には利息が付与されることから、イスラーム銀行が大蔵省証券を保有することは、イスラーム法上認められない。その代わりとして、1983年政府投資法(Government Investment Act 1983)に基づいて発行される確定利息付きでない投資証券を保有することが認められている(16条6項)。

1973年銀行法では、銀行が商取引に従事することを原則として禁じている。すなわち、銀行に支払われるべき負債の償還中および金の売買を除いて、「(1973年銀行法により……引用者)免許を受けた銀行は、自己のためであろうと他人のためであろうと、単独であろうと連帯してであろうと、輸出入取引を含め卸売業または小売業に従事してはならない」(銀行法31条1、2項)。しかしながら、イスラーム銀行ではその業務の一環として銀行自らが商取引を行うことで利益を得るので、1983年イスラーム銀行法には、73年銀行法の商取引規制に相当する条文は削除されている。

2. BIMBの機関

BIMBは1965年会社法に基づく株式会社であるので、73年銀行法により免許を受けた商業銀行と同じく、総会、取締役会、監査役が設置されている。一方で、イスラーム銀行には、イスラーム法に基づく銀行業務の運営を保証する機関としてシャリーア諮問機関の設置が義務づけられている(3条5項b)。BIMBではシャリーア諮問機関として宗教監督協議会(Religious Supervisory Council)の設置を規定している(付属定款3条)。

イスラーム銀行の業務執行機関および株主に

ついては、1965年会社法と銀行の定款に規定されている。基本定款については、1965年会社法において、会社の商号、会社の目的、株式資本の総額およびその固定額の株式への分割、社員の責任が有限である旨、基本定款署名者の氏名、住所および職業、署名者の引受株式数とそれを了承する旨を記載することが義務づけられている(会社法18条1項)。BIMBは、基本定款とともに付属定款を登記しているが、その付属定款では、株式に関する規定、株主総会、取締役会、監査役等の会社の機関の有する権限およびそこにおける手続きについて定めている。

(1) 業務の執行機関

BIMBの銀行業務の執行に携わる機関は、取締役会と宗教監督協議会である。取締役の資格を有するのは自然人であり(会社法122条2項、付属定款60A条a)、取締役の2人以上は国内に住所を有する者または居住する者であることを要する(会社法122条1項)。

取締役の選任は年次総会で行われるが、それに先立ち大蔵大臣の書面による承諾を得ることが必要とされている(会社法60B条)。これら総会で選任される取締役とは別に、2名以下の「政府任命取締役」(Government Appointed Directors)が政府系の株主たる特別株主により任命されるが(付属定款7条b)、政府任命取締役の権能は他の取締役と同じである。政府任命取締役を含む銀行の取締役の総数は5名から11名であるが、総会での普通決議による取締役の増減は認められる(付属定款65条)。

取締役会は随時その中の1人を業務執行取締役として任命することができるが(付属定款88条)、業務執行取締役となるにはマレーシア市民たることを要する(付属定款2、4条)。

宗教監督協議会は3名から7名の国内のイスラームの宗教学者から構成されている。委員の任期は2年以下で、その任命には大蔵大臣の承認が必要である。再任は認められる。委員の報酬は株主総会で決定される。宗教監督協議会の権能は、銀行の業務運営についてイスラーム法の見地から「助言」を与えることである（付属定款3条a, b, c）。取締役会がその業務の執行上、依拠すべきイスラーム法についての制定法が存在しないことから、宗教監督協議会の果たす役割は重要である^(注5)。

(2) 株式保有の制限

株式の保有については、基本定款および付属定款において保有者および保有率に一定の制限が加えられる。すなわち、「特別株主」(special shareholder)への「特別株」(special share)の発行、政府等が一定の割合以上の株式を保有すること、外国人の株式保有率の制限である。

授權資本は5億リングで、これらは1リングの「特別株」とそれを差し引いた額の普通株式とに分けられている。「特別株主」は、1957年大蔵省(法人設立)法(Minister of Finance [Incorporation] Act 1957)に基づいて設立される政府系法人で、償還優先株式である「特別株」を保有する(付属定款6条, 7条a)。特別株主には、「政府任命取締役」を任命する権利が付与されているが、議決権は与えられていない(付属定款7条d)^(注6)。

株式の51%以上が連邦政府および州政府またはブミプトラ機関(Bumiputra Institution)^(注7)またはブミプトラ会社(Bumiputra Company)^(注8)に対して発行され保有されなければならない、かつ、外国の支配下になく、大臣によって本条のために正式に承認される法人に対して発行され

なければならない。また株式の発行後も、株式の51%以上が、上記以外のものに対して割当てもしくは譲渡または保有されてはならないこと、が定められている(基本定款7条)。取締役会には、これらのことが遵守されていることを保証する義務とともに(付属定款5条a)、いかなる人がブミプトラであるか、またはいかなる会社がブミプトラ会社であるかを決定する絶対的な裁量権がある(付属定款5条b)。

外国人が保有する株式総数は30%を超えてはならない(付属定款27条b)。ここでいう外国人とは、「マレーシア市民、マレーシアの連邦法もしくは州法に基づき設立された法人または機関、外国の支配下の法人ではない会社、パートナーが全てマレーシア人であるマレーシアで登記された商業組合および連邦政府または州政府」以外の人である(付属定款2条)。これらの外国人には、株式保有率の制限の他に職務就任にも制限があり、業務執行取締役、秘書、監査役に就くことは認められない。さらに、銀行の管理または支配を外国人に変更するようないかなる合併その他の協定も禁じられている(付属定款4条a)。

BIMBにおいては、株式の過半数は政府、ブミプトラ機関、ブミプトラ会社が保有することが義務づけられていることから、ムスリムたると非ムスリムたるとを問わず、個人株主が株式の過半数を保有することは認められない。しかしながら、株主となるにはムスリムたることを要していない。

1992年に株式はクアラルンプール証券取引所(第1部)に上場されている。

3. イスラーム的金融手法の拡大

マレーシアでは、1983年のBIMBの設立以降、

イスラーム銀行業の段階的な拡がりがあり、金融商品の増加やイスラーム銀行間金融市場 (Islamic Interbank Money Market : 略称 IIMM) の創設などにおいてみられる^(注9)。これらは「従来の制度と並存して機能する完全なイスラーム銀行業制度の創設」のためには必要不可欠なものとして、中央銀行の指導のもとで実行に移されてきた^(注10)。金融商品は、損益分担方式のムダーラバおよびムシャーラカだけでなくさまざまなものがあり、1993年までにその数は21となっている。

イスラーム銀行業サービスの提供は、1993年の無利息銀行業制度の導入により、BIMB以外の既存の商業銀行、マーチャント・バンクおよび金融会社にも一定の条件のもとに認められることとなった。これらの金融機関は、1989年銀行および金融機関法126条に基づいて中央銀行が示すガイドライン (Guidelines on Skim Perbankan Tanpa Faedah [SPTF]) に従って、無利息銀行業を営む。

無利息銀行業への参加は任意であり、法的な強制および政府による強制はないとされている^(注11)。無利息銀行業への参加を希望する金融機関には、その本店に、無利息銀行業務部^(注12)を設置しなければならない。さらに次のことが求められる。

第1に、無利息銀行業制度の実施に関する方針および手続を遵守すること、

第2に、無利息銀行業制度の円滑な実施のために、当該金融機関内の他の部署と連携すること、

第3に、無利息銀行業資金 (Interest-free Banking Fund : 略称 IDB)^(注13)へ共同出資した全資金が、イスラームの原則に基づいて、融資およ

び投資にあてられることを保証すること、

第4に、無利息銀行業制度の円滑で効果的な履行を確実にするために、イスラーム銀行業に携わる従業員の訓練を行うこと、

第5に、随時、中央銀行に求められる報告書の作成および提出のために準備をすること、

第6に、無利息銀行業制度に関して中央銀行による命令およびガイドラインが厳密に守られていることを保証すること、

第7に、イスラーム金融制度のさらなる拡大のためにイスラーム銀行業において進行中の研究開発を遂行すること^(注14)。

イスラーム銀行間金融市場は1994年1月3日に開設され^(注15)、イスラーム金融商品の銀行間取引、イスラーム銀行間の投資およびイスラーム銀行間の小切手の決済が行われている。イスラーム銀行間金融市場の開設により、中央銀行が目的とする「従来の銀行業制度と並存して機能する完全なイスラーム銀行業制度の創設」は達成されたことになる。

中央銀行の目的にも明らかのように、政府にはイスラーム銀行制度に一本化しようとの意思はなく、あくまでもイスラーム銀行業と、イスラーム法に反する利息の徴収を行う従来の銀行業との並存を前提としている。このことは、中央銀行がイスラーム銀行業に参入する金融機関の増加を計画する際に提示した3つの案からも明白である。すなわち、「新たなイスラーム銀行の設立を認可する」、「現存の金融機関にイスラーム銀行業サービスを提供する従属会社の設立を認可する」または「現存の金融機関の施設等を利用してイスラーム銀行業サービスを提供することを認可する」といった案のいずれにも、従来の銀行制度の廃止は想定されていなかった。

(注1) 基本定款3条はこの点につき次のように定める。「会社における全ての業務は、イスラームの原則、規則および慣例に従って営まれる。」

(注2) マレーシアには従来金融機関に関する法律としては、商業銀行およびマーチャント・バンクに適用される1973年銀行法と金融会社に適用される1969年金融会社法があったが、1989年銀行および金融機関法 (Banking and Financial Institutions Act 1989: 略称 BAFIA) により、両法律は一本化された。1989年銀行および金融機関法制定の背景については、以下の2点が指摘されている。ひとつめは、近年の銀行システムの急速な発達により商業銀行、マーチャント・バンクおよび金融会社との間の業務の境界線が曖昧になってきたことから、銀行を含めた金融機関に関する法律を合理化する必要が生じたこと、ふたつめとしては、1986年に露呈した金融不祥事により、さらに厳格な制度が必要となったことである。1989年銀行および金融機関法第124条では「本法律はイスラーム銀行には適用されない」と定めている。Cheong May Fong and Khoo Guan Huat, "The Banking and Financial Institutions Act, 1989 and the Offshore Banking Act, 1990," in *Developments in Malaysian Law*, ed. Faculty of Law, University of Malaya (Petaling Jaya: Pelanduk Publications, 1992), pp. 123-125.

(注3) マレーシアにおいては、会社の基本構造は、法律の他に基本定款および付属定款に定められる。基本定款は日本の定款の絶対的記載事項に、付属定款は相対的記載事項に類似する。安田信之「(第5章 マレーシア) IV 会社法」(谷川久・安田信之編『アジア諸国の企業法制』アジア経済研究所 1983年) 413ページ。

(注4) 1973年銀行法第2条では、預金者を「銀行に勘定を有し、普通預金、定期預金勘定、貯蓄勘定およびその他の預金勘定を有する者」と規定している。

(注5) 1996年にシャリーア諮問協議会がマレーシア中央銀行に設置された。この協議会の主たる目的は、(1)イスラーム銀行業およびイスラーム保険業について助言を行う唯一の正式な機関として活動すること、(2)イスラーム銀行およびイスラーム金融にかかるシャリーアの問題を調整すること、(3)イスラーム銀行およびイスラーム保険会社から提案される

新たな金融商品または手法のシャリーアの問題について分析し、評価すること、である。中央銀行にシャリーア諮問協議会が設置されたことにより、BIMB内の宗教監督協議会に将来的に及ぼす影響として、「1958年中央銀行法 (Central Bank Act), 1983年イスラーム銀行法および1984年保険会社法 (Takaful Act) が改正されれば、イスラーム銀行および保険会社内にあるシャリーア諮問機関は廃止されるだろう」と言及されていることは注意を要する。ただし、現在のシャリーア・アドバイザーまたはコンサルタントは維持できるとされる。Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1996), p. 105.

(注6) 株主総会を含む会社のあらゆる会合への出席、発言は認められている(付属定款7条d)。

(注7) ブミプトラ機関とは、「社員もしくは株主が連邦政府、州政府である子会社、もしくは連邦政府もしくは州政府の法人もしくは機関に制限される国内で設立された会社、または連邦法もしくは州法に基づき国内で設立された法人もしくは機関」をいう(付属定款2条)。

(注8) ブミプトラ会社とは、マレーシアで設立され、その社員もしくは株主がブミプトラに制限されている会社である(付属定款2条)。

(注9) 1983年のBIMB設立以降のマレーシア金融機関におけるイスラーム的金融手法の拡大については、主として、Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1993)のイスラーム銀行に関する特集に依拠している。

(注10) *Ibid.*, p. 186.

(注11) Abdul Razak Chik, "Mounting Interest," *Far Eastern Economic Review*, Sep. 16, 1994.

(注12) 無利息銀行業務部は上級の経験を積んだムスリムの職員が率い、適任の者を配属しなければならない。

(注13) 無利息銀行業制度に参加する金融機関には、運転資本として無利息銀行業資金を維持することが求められる。その最低額は、随時、中央銀行により決定される。

(注14) Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1993), pp. 187-188.

(注15) Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1994), p. 145.

IV イスラーム銀行における 契約類型と業務内容

ここでは主として BIMB 発行の『組織と業務』(Organiation and Operation)に基づいて、無利息銀行と称されるイスラーム銀行の実際の業務における契約類型について、BIMBを事例として検討したい(注1)。

1. 資金の調達

銀行は、個人または政府もしくは法人から普通預金 (Current Accounts)、貯蓄勘定 (Savings Accounts)、および投資勘定の3つの型の預金を受け入れるが、いずれもイスラーム法の原則に従い、預金者には利息は支払われない。

普通預金および貯蓄勘定には、寄託に相当するワディーア (Al Wadiah) が適用される。寄託者たる預金者は、受寄者たる銀行に金銭の保護預かりを求める。預金者には預金払い出しの権利が認められている。銀行は預金者の金銭を保管し、元本の返還を保証しなければならない。銀行が普通預金の資金を利用する承諾を預金者から得た場合には、その資金を運用して利益を得ることができる。普通預金の場合には、そこから得られる利益または損失は全て銀行に帰するが、貯蓄勘定の場合には、利益は銀行の裁量により預金者に分配されることとなる。預金者に対して手数料を課すかどうかは、銀行の裁量による。

投資勘定には、一般大衆を対象とする一般投資勘定 (General Investment Accounts) と、法人または政府を対象とする特別投資勘定 (Special Investment Accounts) がある。

一般投資勘定では、銀行を事業主、預金者を

資金提供者として両者の間でムダーラバが締結される。ムダーラバに基づき、資金提供者たる預金者は一定の期間、資金を銀行に預け、事業主たる銀行はその資金を運用して投資を行う。

投資の運営には預金者は参加できない。一般投資勘定の期間は、1カ月、3カ月、6カ月、9カ月、12カ月、15カ月、18カ月、24カ月、36カ月、48カ月、60カ月である(注2)。

投資から得られる利益はあらかじめ決められた割合に応じて両者間で分配されるが、損失が生じた場合は預金者が全て負担せねばならない。1995年時点の銀行と預金者との間の利益分配率は、原則として銀行が7割、預金者が3割であるが、変更することは可能とされている。

特別投資勘定についても、銀行を事業主、法人または政府を資金提供者として両者の間でムダーラバが締結されるが、一般投資勘定との違いは、個別の交渉により資金の投資方法および利益の分配率を決定することができるという点にある。

一般投資勘定および特別投資勘定においては、資金提供者に配分される利益は銀行の行う投資運用の結果次第であり、預金者の元本は保証されないが、投資勘定の預金勘定全体に占める割合は最も高い。

2. 資金の運用

資金運用は、(1)損益分担に基づく事業への投資、(2)資産取得への融資、(3)商業金融、の3つの形態に分類できる(注3)。

(1) 損益分担に基づく事業への投資

ムダーラバの原則に基づく融資においては、一般投資勘定の運用では事業主たる銀行は資金提供者となり、顧客、すなわち借主は事業主となる。まず事業主たる借主が銀行に事業を持ち

かけ、銀行は事業計画を十分に検討した上で融資するかどうかを決定する。銀行が融資を行う場合には、あらかじめ事業から得られる利益の分配率を決めておかなければならない。事業から損失が生じた場合には銀行が全て負担することとなる。資金提供者たる銀行は事業の運営に参加することはできないが、事業の統行および監督を引き受けることができる。

ムシャーラカの原則に基づく融資では、銀行は顧客たる借主と共同で合意した割合で出資をする。銀行を含む全当事者は、事業の運営に参加する権利を有するとともに、この権利を放棄する選択権をも有する。ムダーラバに基づく融資同様、あらかじめ事業から得られる利益の分配率を合意しておく必要があるが、この分配率は事業に対する出資の割合と一致する必要はない。なお、ムダーラバとは異なり、事業から生じる損失は、全当事者が出資比率に応じて負担する。

(2) 資産取得への融資

繰延売買に相当するバイ・ビタマン・アジル (Al-Bai Bithaman Ajil) は、住宅、車等の資産を、一定期間の支払延期または割賦払で取得することを望む顧客に利用される。まず銀行は顧客に対しその支払期間および支払方法の条件を決定したうえで、顧客に代わり当該資産を購入する。銀行はその後、実費および銀行のマーヅンを含むあらかじめ合意していた価格で、顧客にその資産を売却する。顧客は所定の支払期間および支払方法で分割払いをする。

賃貸借契約であるイジャラ (Al-Ijarah) は、イスラーム法上における「典型契約」^(注4)のひとつであり、動産または不動産の使用権の有償による譲渡をいう。イスラーム銀行においては、

銀行が一定の料金で財産的価値のあるものを顧客に使用させることを認め、その対価としての使用料を受受する。

買取選択権付賃貸借であるイジャラ・トゥマ・バイ (Al-Ijarah Thumma Al-Bai) は、銀行が資産を取得し当該資産を顧客に使用させるまではイジャラと同様であるが、使用期間終了後、銀行は当該資産を顧客に売却することで所有権を移転させる点が異なる。なお、顧客がそれまでに支払った使用料は売却価格の一部に含まれることとなる。

慈善的な貸付であるカルド・ハサン (Al-Qardh Al-Hasan) は、イスラーム法において唯一認められた貸付の形態である。銀行は慈善的貸付を行うのにふさわしいとみなす顧客への貸付を通じて社会的責任を果たす、とされている。貸付を受けるには、融資を受けるにふさわしい顧客であること、および顧客の事業が価値あるものであることが必要とされる。イスラーム法によると、借主たる顧客は、定められた期間と条件に従って元金のみを返済すればよい。ただし、借主が自身の裁量で元金以上のものを支払うことは奨励されている。

(3) 商業金融

銀行は、貿易または運転資本を求める顧客に、商品および機械の購入と輸入および売却と輸出および株式と棚卸資産、予備品と取替品、原料と半製品の取得および所有に関して、ワカラ (Al-Wakalah)、ムシャーラカ、ムラーバハ (Al-Murabahah) に基づく3種類の信用状およびカファラ (Al-Kafarah) による保証状を発行し、ムラーバハに基づく運転資本への融資を提供する。

ワカラとは代理の意であり、この場合銀行は顧客の代理となる。まず顧客が銀行に対し信用

状の発行を依頼する。信用状の発行前に銀行は顧客に対し、購入または輸入される商品の総額を預けるよう求めることができる。この顧客が銀行に対し金銭を預ける行為はワディーアとみなされる。銀行は信用状を発行し、買取銀行に信用状の発行を依頼した顧客から預けられた資金を利用して支払いを行う。その後、顧客に証書を引き渡す。銀行はそのサービスへの対価として手数料およびコミッションを請求する。

ムシャーラカに基づく信用状は、顧客が銀行に対し信用状の発行を依頼する際に、ムシャーラカに基づく融資と同じく、銀行との間で購入または輸入する商品について負担する資金の割合の取り決めを行う。顧客は自己の負担額を銀行に預け、銀行はワディーアに基づいて受け入れる。銀行は信用状を発行し、買取銀行に顧客から預けられた額に銀行の負担金額を加えて支払いを行う。その後、顧客に証書を引き渡す。顧客は銀行と共同で購入または輸入した財を所有、または合意した方法に基づいて処分する。そこから得られる利益は両方で分配されることとなる。

ムラーバハとは、一方の当事者（売主）が購入した価格（原価）にマージンを加えて他方の当事者（買主）に商品を転売することを約す契約である。原価に上乘せされる利益は両当事者間において合意され、あらかじめ規定されていなければならない^(注5)。ムラーバハは「特別の信頼関係を要する契約」の一つに位置づけられ、商品の価格は「原契約の価格が基準」となり、売主の側には「原価格に影響した事情、たとえば破産によるものとか、信用買いであるとか、代金割賦払であるとかを、すべて開示する義務がある」^(注6)。

イスラーム銀行においてムラーバハを運転資本への融資に利用する場合には、銀行が顧客に代わり商品を購入し、原価に一定のマージンを加算して顧客に転売する。ムラーバハはコスト・プラスまたはマーク・アップと呼ばれている。

ムラーバハを信用状の発行に適用する場合には、イスラーム銀行が輸入当事者となった形の信用状が開かれることとなる。まず顧客は銀行に信用状発行の依頼をし、銀行に対し商品の購入または輸入を顧客に代わって行うことを求め

表2 BIMBの融資形態 (単位：100万リングギ、かっこ内%)

	1993*	1994	1995	1996
ムダーラバ	2,048(0.2)	3,354(0.3)	11,347(0.8)	19,878(1.0)
ムシャーラカ	18,459(1.8)	17,709(1.7)	17,779(1.2)	19,987(1.0)
ムラーバハ	175,875(16.9)	183,287(17.8)	452,086(30.2)	474,995(23.2)
バイ・ビタマン・アジル	713,451(68.8)	702,120(68.4)	882,289(59.0)	1,349,771(66.0)
イジャラ	102,372(9.9)	89,742(8.7)	99,447(6.7)	145,726(7.1)
カルド・ハサン	1,238(0.1)	914(0.1)	1,646(0.1)	1,700(0.1)
その他	24,191(2.3)	29,970(2.9)	30,673(2.1)	34,378(1.7)
計	1,037,634	1,027,096	1,495,267	2,046,435

(出所) BIMB, *Annual Report* (1994), (1996) より作成。

(注) *会計年度。前年の8月より7月まで。

表3 BIMBの融資形態 (%)

	ムダーラバおよび ムシャーラカ	ムラーバハおよび バイ・ビタマン・アジル
1984	4.3	86.3
1985	2.9	91.2
1986	2.5	92.5
1987	2.4	93.7
1988	2.1	94.9
1989	0.07	96.7
1990	0.05	88.6
1991	0.05	86.9
1992	0.02	86.9

(出所) Saiful Azhar Rosly, "Assets Management of Malaysian Islamic Bank: Problems on Mudharabah Banking," *Jurnal IKIM*, vol. 3, no. 2, July/Dec., 1995, p. 92.

る。銀行は信用状を発行し、銀行の資金を利用して買取銀行に代金を支払う。その後、銀行は原価に利ざやを加えた価格で顧客に当該商品を売却する。

しかしながら、ムラーバハがイスラーム銀行業で利用する手法として適当かどうかに関しては、若干の議論がある。原価に加算される利益は通常の銀行で請求される利息に相当し、単に「利息」から「マージン」へと名称を変更したにすぎないのではないか、「事前に合意された利ざや」は「利息のカモフラージュ」にすぎないという主張である(注7)。ムラーバハを擁護する論者は、売主たる銀行が得る利益がリバーとみなされずにイスラーム法において合法とされているのは、売主が物を取得して買主に転売するまでの間に売主が所有に伴う危険を負うから(注8)、または売主が得る利益はその費やす時間への対価とみなされるからである(注9)ことを根拠として正当化しようと試みる。

いずれにしても、争点となる原価に付加され

る利益に対して細心の注意を払っていることは、ムラーバハ締結の際に原価とマージンの表示を要すること、売却価格が原価格を基準とすることおよび売主の開示義務を定めていることから明らかである。

カファラとは、保証を意味する(注10)。保証状は例えば仕事の状況、貸付の返済等に関して、銀行から顧客へ与えられる。銀行はこの保証状のために一定額の金銭を銀行に預けるよう顧客に要求することができる。なお、この預金は、ワカラに基づく信用状およびムシャーラカに基づく信用状の発行の際に銀行に預けられる金銭と同じく、ワディーアに基づいて銀行に受け入れられることとなる。銀行はその提供するサービスへの対価として、手数料を顧客に要求することができる。

銀行が顧客に対し運転資本への融資をムラーバハに基づいて行う場合には、まず、銀行が顧客に要求される商品を購入するか、または銀行の代理人として顧客を任命し銀行の名義と資金で当該商品を購入する。次に銀行は、原価と利ざやを含む事前に合意した販売価格で顧客に当該商品を売却し、30日、60日、90日または場合によってはそれ以上の期間に販売価格を顧客に支払うよう求める。

さらに1991年以降、イスラーム引受手形 (Islamic Accepted Bill) と称される為替手形の発行を行っている。これは債務取引を意味するバイ・ダイン (Bai Al-Dayn) に基づいて行われている(注11)。

先に述べたようにイスラーム銀行業務の中心としてみなされているのは、損益分担に基づくムダーラバおよびムシャーラカである。しかしながら、実際の銀行業務においてはそれらの比

率は低く、銀行業務の中心は繰延売買たるバイ・ビタマン・アジルおよびコスト・プラス方式のムラーバハである(表2および表3参照)。これらの契約には、ムダーラバおよびムシャーラカに比べて、より確実な利益を得ることができるとの利点がある。銀行は事業投資から得る不確実な利益ではなく、手数料形式で得られる確実な利益を求める傾向にある。

ムラーバハ等の、イスラーム銀行業務では二次的とみなされる手法が過度に利用されていることに対する批判または懸念も表明されていることは注意を要する。イスラーム銀行の業務が過度に二次的な手法に依存している理由として、ムラーバハ等の融資形態はイスラーム法において禁止されていないこと、ムダーラバおよびムシャーラカよりも損失の危険が少ないこと、それらが市場の必要性に応えるものであることおよび銀行の従業員に事業投資の経験がほとんどないこと等が挙げられている(注12)。また、現実の銀行業務がムダーラバおよびムシャーラカに重きを置いていないということは、利息の代替として導入されている損益分担による利益の獲得の限界を示すものである、との指摘もある(注13)。

(注1) その他にマレーシアのイスラーム銀行に関する文献として、Abdul Samad bin Haji Alias, Nik Rahmat Kamarulzaman, and Renuka Bhupalan, *Guide to Islamic Banking in Malaysia: An Overview* (Kuala Lumpur: Institut Bank-Bank Malaysia, 1993)/Saad Al-Harran ed., *Leading Issues in Islamic Banking and Finance* (Petaling Jaya: Pelanduk Publications, 1995)を参照。

(注2) BIMB, *Organization and Operation* (1995), p. 11.

(注3) BIMB, *Organization and Operation* (1995)においては銀行の資金運用として、融資(Fi-

nancing)と商業金融(Trade Financing)の2つに分類して概説しているが、事業への投資とその他の融資とは性格が異なる上に、前者がイスラーム銀行業務の第一線手法とみなされていることから、本稿では「融資」はさらに2つに分けて論じることとする。

(注4) イスラーム法における「典型契約」は、売買、贈与、賃貸借、使用貸借の4つである。ノエル・J・クールソン『イスラームの契約法』志水巖訳有斐閣 1987年 30~31ページ。

(注5) Saleh, *Unlawful Gain* . . . , p. 117.

(注6) ムラーバハ以外に「原契約と同じ価格による(bai' al-lawliya)」および「割引価格による(bai' al-wadi'a)」ものがある。クールソン『イスラームの契約法』113ページ。「特別の信頼関係を要する契約」については、同上書の113ページ、およびS. E. Rayner, *The Theory of Contracts in Islamic Law* (London: Graham & Trotman, 1991), pp. 233-238を参照。

(注7) Zakariya Man, "Islamic Banking: The Malaysian . . .," p. 91.

(注8) Siddiqi, "Islamic Banking . . .," p. 52.

(注9) Mannan, *Islamic Economics* . . . , p. 202.

(注10) Joseph Schacht, *An Introduction to Islamic law*, reprint (Oxford: Oxford University Press, 1986), p. 158.

(注11) Bank Negara Malaysia, *Annual Report* (1993), p. 185.

(注12) Zakariya Man, "Islamic Banking: The Malaysian . . .," p. 92.

(注13) Muhammad Akram Khan, "Islamic Economics: The State of the Art," in *Readings in the Concept and Methodology of Islamic Economics*, ed. Aidit Ghazali and Syed Omar (Petaling Jaya: Pelanduk Publications, 1989), p. 127.

おわりに

本稿ではマレーシアのイスラーム銀行を事例として、銀行の法的枠組みおよび業務について検討してきた。イスラーム法に基づく銀行の特徴は、コーランで禁じられているリバーを利息と解してこれを禁じ、利息の徴収を損益分担の

概念に基づき再構成したことにある。

しかしながら実際のイスラーム銀行の活動においては、損益分担方式のムダラバおよびムシャーラカの占める割合は少なく、他の商業銀行との併存のなかで、利益をあげて経営を成功させねばならないとの現実的な要請に応えるために、利益の確実なコスト・プラス方式のムラーバハ、繰延売買たるバイ・ピタマン・アジルおよび賃貸借たるイジャラが中心となっている。

BIMBは1965年会社法に基づき設立され、1983年イスラーム銀行法により営業免許を受けた銀行である。1983年イスラーム銀行法はその内容を一部修正してはいるものの、他の商業銀行に適用される1973年銀行法とその内容にそれほど大きな違いはない。この法律は、銀行が大蔵大臣および中央銀行の監督下にあること、銀行の機関として株主総会、取締役、監査役を有するなど、銀行制度およびその組織形態について規定しており、その内容はイスラーム銀行について特別な取り扱いをするものではない。

マレーシアにおけるイスラーム銀行の導入は、経済または金融面に関するイスラーム法の成文化を意味するわけではない。1983年イスラーム銀行法は「銀行業の目的及び業務において、イスラームの宗教に反する要素を含まないこと」（3条5項a）を銀行の営業免許を受ける条件として定めているにすぎない。さらに同銀行の基本定款を検討しても、単に、会社の業務につい

て、イスラームの原則、規則および慣例に従って行われるべき（3条）旨が規定されているにすぎない。すなわち、銀行の業務におけるイスラーム法についての明文の規定は、1983年イスラーム銀行法およびBIMBの定款のいずれにもない。

マレーシアの金融制度への全面的なイスラーム法の導入を意味するものではないとはいえ、BIMBの設立後、政府の主導もあってイスラーム銀行の業務は拡大した。このことは、積極的に他の銀行業とイスラーム銀行業との並存ないし協調の可能性を追求しているといえる。結果として多数の商業銀行、金融会社およびマーチャント・バンクがイスラーム銀行業へ参入している。さらには、イスラーム銀行のほかにイスラーム保険会社も設立されており、近年のイスラーム金融方式を導入する商業銀行の増加、イスラーム金融商品の多様化をみると、従来型の銀行業との並存ではあるものの、マレーシアにおけるイスラーム銀行、イスラーム金融の重要性は高まりつつあるといえる。

（名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程）

〔付記〕 本稿は、名古屋大学大学院国際開発研究科に提出した1995年度修士論文「マレーシアにおけるイスラーム法の導入——バンク・イスラーム・マレーシアの機構と業務——」の一部を修正および加筆したものである。

(付属資料)

1983年イスラーム銀行法^(原注)^(訳注)
(ISLAMIC BANKING ACT 1983 [Act 276])

この法律はイスラーム銀行業務の免許及び規則を規定するものである。

第1編 総則

第1条 (1) この法律は1983年イスラーム銀行法と称し、大蔵大臣が官報に告示する日に効力を発する。

(2) この法律はマレーシア全土に適用する。

〔解釈〕

第2条 この法律においてその他の反対の意図がみられない限り、

イスラーム銀行の「支店 (branch)」とは、移動支店 (mobile branch) 及び設立後一定期間維持された支店を含むものとする。

「中央銀行」とは、1958年マレーシア銀行令 (Central Bank of Malaysia Ordinance 1958) に基づいて設立されたマレーシア中央銀行をいう。

「会社 (company)」とは、1965年会社法に定義されるものをいう。

「法人 (corporation)」とは、1965年会社法に定義されるものをいう。

「預金者」とは、イスラーム銀行に普通預金、貯蓄勘定、投資勘定及びその他の預金勘定を有する者をいう。

「イスラーム銀行」とは、イスラーム銀行業を営み有効な免許を有する会社をいう。銀行の国内の事業所 (offices) 及び支店は1つの銀行とみなされる。「イスラーム銀行業」とは、銀行業の目的及び業務においてイスラームの宗教に反する要素を一切含まないものをいう。

イスラーム銀行の「投資勘定債務 (investment account liabilities)」とは、預金の投資について銀行との間の損益分担の合意に基づいて、預金者により一定期間預けられる資金に対する当該イスラーム銀行の預金債務をいう。

「免許」とは、第3条に基づいて付与される免許をいう。

イスラーム銀行の「その他の預金債務」とは、貯蓄勘定、投資勘定、要求払い及び定期預金債務 (time liabilities) 並びに他のイスラーム銀行、1973年銀行法に基づく免許銀行又は中央銀行からの預金債務を除く当該イスラーム銀行の預金債務をいう。

「公開会社 (public company)」とは、1965年会社法に定義されるものをいう。

イスラーム銀行の「貯蓄勘定債務 (saving account liabilities)」とは、銀行の普通預金通帳又は預金若しくは引出しのときに中央銀行が認める銀行普通預金通帳の代わりとなるその他書類の提示を通常必要とする当該イスラーム銀行のすべての預金をいう。

「株式 (share)」とは、法人の株式資本における持分をいい、併合株式と株式 (stock and share) との間の区別が表示又は含意された場合を除き、併合株式を含む。

(原注) この法律においては、「1958年マレーシア中央銀行令」は「1958年マレーシア中央銀行法 (Central Bank of Malaysia Act 1958 [Act 519])」に、「1973年銀行法」は「1989年銀行及び金融機関法 (Banking and Financial Institutions Act 1989 [Act 372])」に読み替えるものとする。1969年金融会社法は1989年銀行及び金融機関法によって廃止された。

(訳注) 1983年イスラーム銀行法は、政府が設置した国家イスラーム銀行調査委員会の報告に基づいて、連邦議会において1982年に採択され、翌年施行された。同法は、1986年に Islamic Banking (Amendment) Act 1985 (Act A634) によって一部改正され現在に至っている。同法の規定は、イスラーム銀行業の免許制、資本金、準備金および流動資産、業務運営、中央銀行による調査権と監督権についてのものであり、その内容は1973年銀行法とほぼ同じである。なお翻訳にあたっては、Legal Research Board (comp.), *Islamic Banking Act 1983 (Act 276)* (Kuala Lumpur: International Law Book Services, 1996) を使用した。

イスラーム銀行の「要求払い債務 (sight liabilities)」とは、要求払いであるすべての預金をいう。ただし、貯蓄勘定債務又は他のイスラーム銀行、1973年銀行法に基づく免許銀行若しくは中央銀行の預金を含まない。

「従属会社 (subsidiary)」とは、1965年会社法第5条に基づいて認可されたものをいう。

イスラーム銀行の「定期預金債務」とは、要求払い以外で払戻しできるすべての預金をいう。ただし、普通預金又は他のイスラーム銀行、1973年銀行法に基づく免許銀行若しくは中央銀行の貯蓄勘定債務又は預金を含まない。

第2編 イスラーム銀行の免許

〔イスラーム銀行業は免許を受けたイスラーム銀行が営む〕

第3条 (1) 銀行の免許を付与する権限を有する大蔵大臣からの書面による免許を受けた会社でなければ、国内においてイスラーム銀行業を営むことはできない。

(2) 国内においてイスラーム銀行業を営もうとする会社は、本条に基づいて中央銀行を通じて大蔵大臣に書面で免許の申請をし、次に掲げる書類を提出する。

(a) 法人の上級役員 (senior officer) の誓約により適任に認証された (duly verified) 基本定款及び付属定款又は法人の設立に係るその他証書 (instruments) の謄本。

(b) 大蔵大臣が要求するその他文書又は情報。

(3) 中央銀行は前項による免許の申請を審査し、免許を与えるべきかどうかを、もしあれば免許に付すべき条件を大蔵大臣に勧告する。

(4) 第2項による申請及び前項に基づく中央銀行の勧告を受けて、大蔵大臣は、第4条に従って条件付き若しくは条件を付さない免許を与える、又は免許の付与を却下する。

(5) 事情に応じて、次に掲げる条件が満たされない限り、中央銀行は免許の付与を勧告してはならず、大蔵大臣は免許の付与をしてはならない。

(a) 銀行業の目的及び業務において、イスラームの宗教に反する要素を含まないこと。

(b) 銀行の付属定款において、イスラームの宗教に反する要素を含まないことを確保するために、銀行業について助言を行うシャリーア諮問機関 (Shar'iah advisory body) の設立を規定すること。

(6) 本条の規定に違反する者には刑を科し、20,000リング以下の罰金若しくは3年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

〔大蔵大臣は免許の条件を変更又は取消してもよい〕

第4条 (1) 大蔵大臣はいつでも、中央銀行の勧告に応じて、免許の条件の変更若しくは取消し又は条件若しくは追加条件を付することができる。

(2) 前項に基づく行為の前に、大蔵大臣は、イスラーム銀行に対し、当該行為について書面で通知し、かつ、免許の条件が変更若しくは取り消されるべきでない、又は条件若しくは追加条件を付すべきではない理由を通知に明記される14日以上期間内に開示する機会を与えなければならない。

(3) 免許に条件が付されるときは、イスラーム銀行はその条件に従う。

(4) 免許の条件に違反したイスラーム銀行は、20,000リング以下の罰金に処する。

〔免許は一定の場合には与えられない〕

第5条 (1) 資本が最低額以下であるときは、大蔵大臣の書面による認可がなければ、いずれの会社も第3条に基づく免許を取得し国内で業務を営むことはできない。

(2) 本条において「資本」とは、振込済資本、準備金及び中央銀行が随時書面によって指図する方法で定義及び計算するその他資本をいう。「最低額」とは、官報の告示により、中央銀行の勧告に基づいて大蔵大臣が規定するイスラーム銀行が維持すべき資本総額をいう。

(3) 前項に基づいて維持すべき最低額の規定には、書面で明記される3カ月以上の支払猶予期間内に従わなければならない。

〔外国所有の銀行〕

第6条 (1) 大蔵大臣が外国に所有又は支配されていると認めるときは、会社は免許を取得又は保有することはできない。

(2) 本条においては、発行済みで払込済みの資本の50%以上が、マレーシア市民ではない者若しくはマレーシア市民ではない者を代表として所有されているとき、又は会社の監督、支配及び管理をする者の過半数がマレーシア市民でないときは、会社は外国に所有又は支配されているものとみなす。

〔新しい支店の開設〕

第7条 中央銀行の書面による認可がなければ、イスラーム銀行は、国内又は国外に新たに支店、代理店及び事業所を開設することはできない。

〔イスラーム銀行は国外で他の銀行とコルレス契約を結ぶことができる〕

第8条 (1) 次項に従って、すべてイスラーム銀行は、国外において他の銀行とコルレス契約を結ぶことができる。

(2) 中央銀行は、中央銀行の勧告に基づく大蔵大臣の認可がなければ、イスラーム銀行は通知で明記される国で設立された銀行又は当該国の政府若しくは政府の代理人により所有若しくは支配される銀行とコルレス契約を結ぶことはできないことを書面で指図することができる。

〔免許料〕

第9条 イスラーム銀行は、中央銀行の勧告に基づいて大蔵大臣が官報の告示で規定する年間免許料を中央銀行に支払わなければならない。

〔イスラーム銀行の名称における一定の用語の使用の制限〕

第10条 大蔵大臣の書面による認可なしに、イスラーム銀行は、国語若しくは英語又はその他の言語で、「中央」、「コモンウェルス」、「連邦」、「連合」、「マレーシア」、「マレーシアの」、「国民」又は「国家」の用語を含んだ名称によっては免許を与えられない。

〔免許の取消し〕

第11条 (1) 大蔵大臣は、以下に掲げる場合においては中央銀行の勧告に基づいてイスラーム銀行に

付与された免許を取り消すことができる。

(a) 当該イスラーム銀行がイスラームの宗教に反する要素を含んだ目的の遂行又は業務を営むとき。

(b) 当該イスラーム銀行が預金者及び他の債権者の利益に反する業務を営むとき。

(c) 当該イスラーム銀行に公衆 (public) への債務に見合うための資産が不足しているとき。

(d) 当該イスラーム銀行がこの法律の規定に違反するとき。

(e) 当該イスラーム銀行が国内において廃業したとき。

(2) 免許を取り消す前に、大蔵大臣は、イスラーム銀行に対し、その旨を通知し、かつ、免許が取り消されるべきではない理由を通知に明記される21日以上期間内に開示する機会を与えなければならない。

(3) 第1項に基づいてイスラーム銀行の免許が取り消されたときは、当該イスラーム銀行は取消しの後30日以内に、高等裁判所に取消しに対する訴えを提起することができる。裁判所は、訴訟費用を含めて適当とみなす命令を下すことができる。

(4) 中央銀行は、訴訟において陳述する権利を有する。

(5) 本条による訴えは、第37条、第39条及び第40条に基づく中央銀行の権限の行使及び義務の遂行に影響を与えるものではない。

〔免許取消しの効力〕

第12条 (1) 前条に基づく取消し命令が効力を有するときは、

(a) 取消しの通知が官報で告示され、

(b) イスラーム銀行は、銀行業の清算をするために中央銀行の勧告に基づいて大蔵大臣により許可された場合を除き、告示の日から直ちに国内におけるすべての銀行業務を終了しなければならない。

(2) 前項(b)の規定は、何人の銀行に対する債権若しくは請求又は銀行の何人に対する権利若しくは請求にも不利益を与えるものではない。

〔イスラーム銀行の一覧表の公表〕

第13条 中央銀行は毎年官報で、この法律に基づいて免許が付与されたすべてのイスラーム銀行の一覧表を告示する。免許が付与、取消し又は返還された場合には、その旨も官報に告示する。

第3編 イスラーム銀行の財務上の要件と義務

〔資本の維持〕

第14条 (1) 中央銀行は、イスラーム銀行に、書面による通知で中央銀行が随時規定する国内及び国外の支店及び事業所の資産又は国内の支店及び事業所の資産に比例した資本の維持を命ずることができる。

(2) 前項の「資本」については、第5条第2項の定めるところによる。ただし、前項に基づく書面による通知で中央銀行が随時規定する変更を伴う。

〔準備金の維持〕

第15条 (1) すべてイスラーム銀行は、

- (a) 準備金を保有し、
- (b) 配当を公表する前に、毎年の純利益からザカート(zakat)又は税金を控除した後、次に掲げる額を準備金に繰り入れなければならない。
 - (i) 準備金の総額が振込済資本の50%未満のときには、純利益の50%以上に相当する額。
 - (ii) 準備金の総額が振込済資本の50%以上100%未満のときには、純利益の25%以上に相当する額。

(2) イスラーム銀行の準備金の総額が銀行業を営むのに十分であると中央銀行がみなすときは、1年の間、前項の規定から当該イスラーム銀行を免除することを書面で命じることができる。

〔流動資産の割合〕

第16条 (1) 中央銀行は、随時各イスラーム銀行に対し、常に銀行が保有すべき流動資産の最低額又は流動資産の総額を書面で指図することができる。

(2) 保有すべき流動資産の最低額又は流動資産の総額は、次に掲げる形式で明記しなければならない。

- (a) 各イスラーム銀行が、単独で又は連帯して負う要求払い預金債務、貯蓄勘定債務、定期預金

債務及びその他の預金債務並びに中央銀行が決定するその他債務に対して占めるべき流動資産の割合

- (b) 各イスラーム銀行の投資勘定に当てるべき流動資産の割合。また中央銀行はこの割合を、銀行への書面による通知で随時変更することができる。
- (3) 中央銀行が第1項に基づいて通知をするときは、各イスラーム銀行には、それに従うまでに書面で明記される1週間以上の支払猶予期間が与えられる。
- (4) イスラーム銀行は、第1項に基づく通知に従わない間、中央銀行の許可がない限り、何人に対しても金銭の貸出又は貸付をしてはならない。
- (5) 本条において、流動資産の最低額又は総額、国内及び国外で業務を営むイスラーム銀行の要求払い預金債務、貯蓄勘定債務、投資勘定債務、定期預金債務及びその他の預金債務並びに中央銀行が決定する当該イスラーム銀行のその他債務を見積るときには、国内における当該イスラーム銀行の事業所及び支店は、国内で業務を営む別の銀行とみなされる。
- (6) 本条でいう流動資産とは次のとおりとする。
 - (a) 国内における法定通貨である紙幣及び貨幣。
 - (b) 1958年マレーシア中央銀行令第37条第1項(c)で明記された準備金を除く中央銀行預金。
 - (c) 1983年政府投資法(Government Investment Act 1983)に基づいて発行される投資証券。
 - (d) 中央銀行の勧告に基づいて大蔵大臣が認可するその他資産。
- (7) 中央銀行は、書面による通知で各イスラーム銀行に対し、中央銀行が本条を履行するのに必要とみなす報告を求めることができる。
- (8) 本条の規定に違反したイスラーム銀行は、中央銀行の請求後直ちに、不足額がある限り1日につき不足額の10分の1以下の罰金を支払わなければならない。
- (9) 前項に基づく罰金の支払いを怠る、又は支払を拒否するイスラーム銀行は、この法律により刑を科せられる。

〔監査役及び監査役の報告書〕

- 第17条 (1) 1965年会社法の規定にかかわらず、すべてイスラーム銀行は、大蔵大臣の承認を受けた監査役を毎年任命する。
- (2) 大蔵大臣は、次に掲げる場合においては、中央銀行の勧告に基づいて監査役を任命することができる。中央銀行は、当該監査役に対し、イスラーム銀行が支払うべき報酬を定めることができる。
- (a) 当該イスラーム銀行が監査役を任命しないとき。
- (b) 大蔵大臣が、前項に基づいて任命された当該監査役と別の監査役が共に活動することが妥当であるとみなしたとき。
- (3) 前2項に基づいて任命された監査役のイスラーム銀行に対する義務は、次のとおりとする。
- (a) 監査役が任命された年度の銀行の会計監査をなすこと。
- (b) 1965年会社法第174条に従って、銀行の年度貸借対照表及び損益計算書の報告をすること。
- (4) 前項(b)の監査役の報告は、銀行の年次株主総会でイスラーム銀行取締役会の報告とともになされ、報告が行われたという趣旨の銀行の業務執行役員による誓約は、第18条第1項(b)に基づいて送付される文書に添付しなければならない。
- (5) 株主以外でイスラーム銀行に利益を有する者及び当該イスラーム銀行の取締役又は役員は、当該イスラーム銀行の監査役となることはできない。また監査役任命後に利益を得る、又は当該イスラーム銀行の取締役若しくは役員に就任する者は、直ちに監査役を辞職しなければならない。
- (6) 第31条、第32条に基づく中央銀行によるイスラーム銀行の業務の調査に係る第33条に基づく義務、権限及び責任は、本条によって任命された監査役にも及ぶ。
- (7) 第4項に違反したイスラーム銀行は、刑を科せられ、20,000リング以下の罰金に処せられる。

〔監査済み貸借対照表〕

- 第18条 (1) すべてイスラーム銀行は、
- (a) 国内のすべての事業所又は業務を営む場所において、人目に触れる所に次に掲げるものを公

告しなければならない。

- (i) 最新の監査済み年次貸借対照表、損益計算書、それについての覚書及び監査人の報告書の各謄本1通。
- (ii) 全取締役のフルネーム。
- (iii) 当面の当該イスラーム銀行の子会社名。
- (b) 年次株主総会での当該イスラーム銀行の報告書提出から14日以内に、国内で発行され、中央銀行に認められる少なくとも2紙の日刊新聞に、最新の監査済み年次の貸借対照表、損益計算書、それについての覚書及び監査人の報告書の各謄本を公表しなければならない。
- (c) 各会計年度の終了から6カ月以内又は中央銀行が許可するそれ以上の期間に、中央銀行に次に掲げる書類を送付する。
- (i) 最新の監査済み年次貸借対照表、損益計算書、それについての覚書及び監査人と取締役会の報告書の謄本各2通。
- (ii) 国外に支店を有するイスラーム銀行の場合には、国内の支店の運営についての最新の監査済み年次貸借対照表及び損益計算書の各謄本2通並びに国内と国外における支店の運営についての最新の監査済み年次貸借対照表及び損益計算書の各謄本2通。
- (2) 貸借対照表、損益計算書及び取締役会の報告書の形式及び内容は、中央銀行に承認されたものでなければならない。
- (3) 中央銀行はいずれのイスラーム銀行に対しても、第1項(c)に基づいて当該イスラーム銀行から送付された貸借対照表、損益計算書についての説明、敷衍した陳述及びその他につき、必要とみなす追加情報の提出を求めることができる。当該情報は、中央銀行が求める期間内及び形式で提出されなければならない。
- (4) 本条の規定に違反したイスラーム銀行は、20,000リング以下の罰金刑に処する。

〔提出すべき資料〕

- 第19条 (1) すべてイスラーム銀行は、中央銀行に規定される形式で、
- (a) 中央銀行により随時書面による通知で指図さ

れる期間内に、各月の最終営業日の終了時点で国内における銀行の事業所及び支店の債務及び資産を明記した報告書を送付する。

- (b) 中央銀行により随時通知で指図される期間内及び期日に、国内における銀行の事業所及び支店の貸出、貸付及び投資の動向を示す報告書を送付する。
 - (c) 会計年度終了後6カ月以内に国内の業務に係る収支報告書を送付する。
 - (d) 第34条第3項の規定にかかわらず、中央銀行により随時書面による通知で指図される期間内及び期日に、1958年マレーシア中央銀行令第30条第1項に基づいて設立される信用調査所(credit bureau)のために必要とされる顧客の信用情報の報告書を送付する。
 - (e) 中央銀行が要求する統計資料を送付する。
- (2) 前項(d)を除いて、本条に基づいてイスラーム銀行から提出される情報は、当該イスラーム銀行と中央銀行との間の秘密とみなされる。

- (3) 第1項に違反したイスラーム銀行は、違反が続く間1日につき4,000リング以下の罰金に処する。
- (4) 中央銀行は、第1項(a)及び(b)に基づいて提出された報告書の数字を集計する連結財務諸表を準備し、公表しなければならない。

〔外国支店の情報〕

第20条 国外に支店又は代理店のあるイスラーム銀行は、中央銀行に求められる当該支店又は当該代理店の運営に係る情報を提出しなければならない。

第4編 イスラーム銀行の所有、支配及び管理

〔イスラーム銀行の支配の変更についての情報〕

- 第21条** (1) イスラーム銀行の支配について変更をしようとするときは、当該イスラーム銀行は中央銀行にその旨を報告しなければならない。
- (2) イスラーム銀行が、他のイスラーム銀行、国内で設立された1973年銀行法に基づく免許銀行又は1969年金融会社法に基づいて免許を受けた金融会社の払込済資本の20%以上を担保として貸出又は貸付をするときは、当該イスラーム銀行は、その

旨を中央銀行に報告しなければならない。

- (3) 前項の報告には、次に掲げる項目を含む。
 - (i) 借主の名義及び住所。
 - (ii) 貸出又は貸付につき担保に供される株式を発行するイスラーム銀行、免許銀行及び金融会社の名称。
 - (iii) 貸出又は貸付につき担保に供される株式数。
 - (iv) 貸出又は貸付の総額。
- (4) 第1項及び第2項に基づく報告は、他の法律の規定に準じて要求される報告に添付する。
- (5) 本条において、イスラーム銀行の「支配」とは、当該イスラーム銀行の管理及び方針の指導を直接的又は間接的に行う権限の所在をいう。
- (6) 第1項又は第2項に違反したイスラーム銀行は、20,000リング以下の罰金に処する。

〔イスラーム銀行に求められる再建の認可〕

第22条 (1) すべてイスラーム銀行は、次に掲げる事項について大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- (a) 当該イスラーム銀行の支配又は管理の変更の結果生じる次の合意又は協定。
 - (i) 株式若しくは事業の売却又は処分のためのもの。
 - (ii) 議決権、経営又はその他に影響を及ぼすもの。
- (b) 当該イスラーム銀行の事業又は財産の全部又は一部が別の法人へ譲渡される次の案件
 - (i) 銀行の再建。
 - (ii) 当該イスラーム銀行とその他の法人との間の新設合併、吸収合併又はその他。

- (2) 中央銀行の勧告に基づいて、大蔵大臣は、合意、協定又は案件を承認又は却下することができる。ただし、大蔵大臣の承認は過度に保留されてはならない。

〔銀行の取締役及び従業員の欠格事由〕

- 第23条** (1) 1965年会社法上の既得権を侵さず、イスラーム銀行の経営に携わる取締役、役員、秘書役又はその他の役員は、次に掲げる場合においては辞職しなければならない。
- (a) 破産、支払停止又は一時金を払って債権者と

和解したとき。

(b) 不正又は詐欺を含む罪を宣告されたとき。

- (2) イスラーム銀行又は1973年銀行法に基づく免許銀行の取締役又は銀行の経営に直接に携わる者で、裁判所によりその資格を剥奪された者は、大蔵大臣の明示の承認がなければ、いずれのイスラーム銀行においても取締役又は経営に直接に関係する者として行動してはならない。
- (3) 前2項に違反した者は、20,000リング以下の罰金若しくは3年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

第5編 業務の制限

〔配当金の支払及び貸付の制限〕

第24条 (1) いずれのイスラーム銀行も、

- (a) 資本費用 (capitalized expenditure) の全額 (予備費、創業費、株式手数料、仲介手数料、損失総額及び有形資産に現われていない他の支払を含む) が償却されるまでは、配当金の支払いはできない。
- (b) 当該イスラーム銀行の株式を担保として貸出、貸付又は信用供与をしてはならない。
- (c) 総計で、未返済の負債の10,000リングを超過する無担保貸出、無担保貸付又は無担保の信用供与を、イスラーム銀行以外の1965年会社法第6条でいう銀行に関連しているとみなされる法人、1973年銀行法に基づく免許銀行、1965年金融会社法に基づき免許を受けた金融会社又は中央銀行に承認されたその他の金融機関以外に行ってはならない。
- (2) 本条において「無担保貸出」、「無担保貸付」又は「無担保の信用供与」とは、それぞれ無担保でなされる貸出、貸付及び信用供与をいう。担保を徴する貸出、貸付及び信用供与とは、常に担保となる資産が市場価値を上回るものをいい、中央銀行が既定の市場価値がないとみなす場合には、中央銀行に承認された評価に基づく市場価値のものをいう。

〔取締役、役員及び従業員への貸付、その他の禁止〕

第25条 (1) 中央銀行が、条件付き若しくは条件を付さないで免除するとき又は次項若しくは4項で定められるときを除いて、イスラーム銀行は、次に掲げるものに対し、貸出、貸付及び信用供与をしてはならない。

- (a) 当該イスラーム銀行の取締役、役員若しくは従業員又はその他の当該イスラーム銀行から報酬を得ている人 (会計係、弁護士、建築家、不動産業者、医者及びその他の専門の職務に関し当該イスラーム銀行から報酬を得ている者を除く)。
- (b) 当該イスラーム銀行の取締役、役員又は従業員が、パートナー、支配人、代理人又は保証人として関係している商事組合。
- (c) 当該イスラーム銀行の役員若しくは従業員が取締役、支配人、代理人若しくは保証人たる法人又は当該イスラーム銀行の役員若しくは従業員が、株式で中央銀行により決定される実質的利益 (material interest) を得ている法人。
- (d) 取締役 (業務執行取締役は第3項に従って本項(c)の規定の及ぶ範囲内にあるので除外) が、社員、取締役、支配人、代理人若しくは保証人たる法人又は当該イスラーム銀行の取締役 (業務執行取締役は除外) が直接的若しくは間接的にせよ何らかの利益を得ている法人。
- (e) 当該イスラーム銀行の取締役、役員又は従業員が保証人である各個人。
- (2) イスラーム銀行が特段の事情があるとみなしたときは、役員又は従業員に対し適切な役務制度に基づいて規定された貸付を適当とみなす条件で行うことができ、その貸付額は当該役員又は当該従業員の6カ月分の報酬を超えないものとする。
- (3) 第1項(c)及び前項の規定は、イスラーム銀行の業務執行取締役にも適用する。
- (4) 第1項(d)の規定は、イスラーム銀行による次に掲げるものに対する貸出、貸付又は信用の供与には適用しない。
- (a) 認定された証券取引所に上場されている法人

及び当該イスラーム銀行の取締役が中央銀行によって決定される実質的利益を直接的にも間接的にも得ていない法人。

- (b) 当該イスラーム銀行の取締役が、個人として何ら中央銀行によって決定される利益を得ていない公開会社。本項でいう取締役には当該イスラーム銀行の業務執行取締役を含まない。
- (5) 本条でいう「取締役」、「役員」又は「従業員」には、取締役、役員又は従業員の配偶者、両親又は子を含む。

〔第25条第4項に基づく貸付又は信用供与の制限〕

第26条 イスラーム銀行は、次に掲げる条件が満たされない限り、前条第4項に基づく貸出、貸付又は信用供与をしてはならない。

- (a) 貸出、貸付又は信用供与が、他の借用申請人 (applicant borrowers) に求められる信用度の水準を満たすこと。
- (b) 貸出、貸付又は信用供与の条件が、その他のものに提供されたのと同様に銀行に有利であること。
- (c) 貸出、貸付又は信用供与が、銀行の最大の利益になるとみなされること。
- (d) 貸出、貸付又は信用供与が、正式に設置された会合で銀行の他の取締役の3分の2以上の投票により承認され、議事録に記録されること。

〔顧客にたいする信用供与の制限〕

- 第27条** (1) いずれのイスラーム銀行も、資本について中央銀行により随時決定される割合を超過する額にまで、顧客に対し信用を供与又は顧客のために債務を負担してはならない。
- (2) 前項は次のものには適用されない。
 - (a) 他のイスラーム銀行、1973年銀行法に基づく免許銀行及び1969年金融会社法に基づき免許を受けた金融会社との取引。
 - (b) 輸出入又は国内取引での信用状又は為替手形の発行。
 - (c) 中央銀行が随時認めるその他の取引。
 - (3) 第1項の「資本」については、第5条第2項の定めるところによる。

〔信用供与の制限の管理〕

- 第27条 A** (1) イスラーム銀行の役員、支配人又は従業員は、権原を踰越して、又は銀行の方針に反して貸出、貸付又は信用供与を行ってはならない。
- (2) 本条の目的のために、大蔵大臣は、イスラーム銀行に対し、貸出、貸付又は信用供与の方針及び手続、特に当該イスラーム銀行の役員、支配人若しくは従業員の権原の範囲又は権原の変更についての情報を提出するよう書面で命じることができる。この場合においては、大蔵大臣は、当該イスラーム銀行に対し、貸出、貸付又は信用供与をなすうの範囲を含めて、当該イスラーム銀行における貸出、貸付又は信用供与の手続を改正するよう命じることができる。
 - (3) 本条又は本条に基づいて発せられる命令に違反した者は、20,000リング以下の罰金若しくは3年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

〔取締役による利害関係の公表〕

- 第28条** (1) いずれの方法であれ、直接的又は間接的であれ、イスラーム銀行からの貸出、貸付若しくは信用供与又はそれらの申込みに利害関係を有する全取締役は、直ちに当該イスラーム銀行の取締役会に自らの利害関係の内容を申告しなければならない。当該イスラーム銀行の秘書役は、その申告書を直ちに全取締役に配付する。
- (2) 取締役が、イスラーム銀行からの貸出、貸付若しくは信用供与又はそれらの申込みに利害関係を有する法人の社員又は債権者である場合において、取締役の利害関係が正式に実質的ではないとみなされるときは、前項の規定は適用されない。
 - (3) 第1項に従って、取締役が特定の商事組合の役員若しくは社員又は特定の法人の役員若しくは社員であり、当該商事組合若しくは当該法人にたいする貸出、貸付又は信用供与に利害関係を有するとみなされる旨の一般通告が当該取締役によってイスラーム銀行の取締役会において行われたとき、次に掲げる場合においては、貸出、貸付又は信用供与における利害関係についての十分な申告が行われたとみなされる。
 - (a) 一般通告が、特定の商事組合又は法人と取締

役の間の利害関係の性質及び程度を明細に記しているとき。

- (b) 貸出、貸付又は信用供与が行われる時点で、取締役の利害関係が通告において明らかにした性質と同じで、拡大もしていないとき。
- (c) 一般通告が取締役会で行われるとき、又は一般通告の後の次の取締役会で申告の提出、発表を確保するための適切な措置を講ずるとき。
- (4) 事務所を保有又は財産を所有し、直接的又は間接的であれ、それによって生じる義務又は利害関係が、取締役としての義務又は利害関係に抵触するイスラーム銀行の取締役は、イスラーム銀行の取締役会で、その事実及びその性質、抵触の性質及び程度を申告しなければならない。
- (5) 前項の申告は、次に掲げる時点で開催される直近の取締役会で行われる。
 - (a) 取締役がイスラーム銀行の取締役に変わった後。
 - (b) (既に取締役である場合には) 事情に応じて、事務所の保有又は財産の所有を始めた後。
- (6) イスラーム銀行の秘書役は、第1項又は第4項に基づく申告の後、当該申告が次の取締役会で提出され、発表されるようにし、当該申告が行われた取締役会又は当該申告が提出され、発表された取締役会の議事録に当該申告を記録する。
- (7) 第1項又は第2項に違反した取締役は、20,000リンギ以下の罰金若しくは3年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

〔株式の取得及び所有のための信用供与の制限〕

- 第29条** (1) イスラーム銀行による株式の取得又は株式の所有のための信用供与は、その時点で中央銀行により書面で指図された株式の市価を超えてはならない。
- (2) 本条に基づく信用供与は、当該人に与えられる他の信用供与のために保有される勘定とは、別の勘定でなければならない。
 - (3) 中央銀行は、次に掲げる事項についてイスラーム銀行に書面で指示を与えることができる。
 - (a) 信用供与の担保として保有される株式の市価を決定するための規準及び方法。
 - (b) 信用供与を受けるものの資金又は株式の回収。

(c) 信用供与の担保として供される株式を他の株式に代えること。

(d) 必要とみなされるその他の事項。

- (4) 本条の規定又は本条に基づく指示に違反したイスラーム銀行は、この法律に基づいて刑を科せられる。

〔第24、25、26、27及び29条の遵守の証明〕

第30条 いずれのイスラーム銀行も、中央銀行により書面で要求されたときは、銀行が第24、25、26、27及び29条の規定を遵守しているとの証拠又は情報を提出しなければならない。

第6編 イスラーム銀行にたいする監督権限及び管理

〔銀行の調査〕

第31条 中央銀行は、秘密に各イスラーム銀行及びその支店、代理店又は国外の事業所の帳簿、勘定及び取引を随時調査する。

〔銀行の特別調査〕

第32条 大蔵大臣は、イスラーム銀行が預金者及びその他債権者の利益に反する業務を行っている、公衆への債務に見合うための資産が不足している、又はこの法律若しくは1958年マレーシア中央銀行令に違反していると信じるにたる理由のあるときは、中央銀行に対し、秘密に、当該イスラーム銀行の帳簿、勘定及び取引の調査を命じることができる。

〔銀行の帳簿及び書類の提出〕

- 第33条** (1) イスラーム銀行は、前2条に基づく調査のために、次項に従って中央銀行に帳簿、勘定及び書類を提供し、調査のために必要とされる情報及び便宜を与えなければならない。
- (2) 帳簿、勘定及び書類は、イスラーム銀行の通常の日常業務の適切な行為を妨げるような時期及び場所での提出は要求されない。
 - (3) 第1項に基づく帳簿、勘定及び書類又は情報若しくは便宜の提供を怠るイスラーム銀行は、違反が続く間1日につき4,000リンギ以下の罰金に処する。

- (4) 第31条又は第32条に基づく調査においては、中央銀行の役員及び職員は、刑法典でいう公務員とみなされる。

〔銀行の秘密〕

第34条 (1) 第31条及び第32条に規定される場合を除き、この法律は、大蔵大臣に中央銀行に対し命令を下す権限又は中央銀行に特別にイスラーム銀行の顧客個人の問題を調査する権限を与えるものではない。この法律の規定に基づいて中央銀行が閲覧又は調査において得る顧客個人の問題に係る付随的な情報は、中央銀行とイスラーム銀行との間の秘密である。

- (2) 本条においては、1949年銀行帳簿（証拠）法（Bankers' Books (Evidence) Act 1949）により高等裁判所又は判事に与えられる権限を制限するものではなく、当該法律に基づく命令に従うことを妨げない。

- (3) 書面による中央銀行の承認がある場合を除き、イスラーム銀行の役員及び自らの地位又は職務によってイスラーム銀行の記録若しくは登記簿又は顧客の勘定に係る文書若しくは資料を入手する者は、次に掲げる場合を除いて、顧客の金銭又はその他の顧客の勘定の詳細に係る情報を付与、公表又は漏洩してはならない。

- (a) 顧客又はその代理人が許可を与えたとき。
 (b) 顧客が破産宣告をうけたとき。
 (c) 情報が、信義誠実に従った商取引又は将来の商取引に関して、顧客の信用のために必要とされるるとき。

- (4) 前項の規定は、第17条に基づいて任命される監査役、国内に居住する銀行の役員及び従業員への情報の提供には適用しない。

- (5) 本条の規定に違反する者は、40,000リング以下の罰金若しくは3年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

〔預金者の利益に反した貸付がなされる場合に取られるべき処分〕

第35条 (1) すべてイスラーム銀行は、各月の最終日の後に随時中央銀行が書面による通知で指図する期間内に、所定の形式で、次のものへの貸出、

貸付又は信用供与についての報告書を中央銀行に送らなければならない。

- (a) 1965年会社法第6条に規定される銀行に関係しているとみなされる法人。

- (b) 第25条第4項でいう法人又は公開会社。

- (c) (a)及び(b)への貸出、貸付及び信用供与以外で、取締役が第28条の規定でいう直接的又は間接的な利害関係者である個人、商事組合又は法人。

- (2) 前項に基づいてイスラーム銀行が提出する報告書を検討して、貸出、貸付又は信用供与が銀行の預金者の利益を損なっていると中央銀行がみなすときは、中央銀行は、当該イスラーム銀行に対し貸出、貸付若しくは信用供与の追加の禁止について、又は中央銀行が適当とみなす貸出、貸付若しくは信用供与の制限について、書面で命じることができる。さらに命令で明示された時期及び範囲内に貸出、貸付又は信用供与の償還を保証することを当該イスラーム銀行に指導することができる。

- (3) 本条によって、中央銀行から命令を受けたイスラーム銀行は、大蔵大臣に書面で訴えることができる。大蔵大臣は、中央銀行の命令の追認、変更又は撤回をすることができる。

〔銀行の債務の支払不能を中央銀行へ通知すること〕

第36条 債務の支払が不能又は支払を停止する可能性のあるイスラーム銀行は、直ちにその事実を中央銀行に通知しなければならない。

〔銀行が義務を果たせなくなる場合又は預金者の利益に反する業務を行っている場合の中央銀行による処分〕

第37条 (1) 中央銀行は、次に掲げる場合においては、大蔵大臣の同意があれば、必要とみなす次項に規定される権限を行使することができる。

- (a) イスラーム銀行が次に掲げる事項について中央銀行に通知するとき。

- (i) 債務の返済が不能になる可能性があること。

- (ii) 支払停止の可能性があること。

- (b) イスラーム銀行の債務の支払いが不能になるとき又は支払が停止するとき。

- (c) 第31条又は第32条に基づく調査の後、中央銀行がイスラーム銀行を次のようにみなすとき。
- (i) 健全でない業務又は不適当な業務を行っている。
 - (ii) 債務の返済が不能になる可能性がある又は支払停止になる可能性がある。
 - (iii) この法律の規定に違反している、又は従っていない。
 - (iv) 免許に課された条件に違反している。
 - (v) 預金者の利益に反する業務を行っている。
- (2) 前項に従い、中央銀行には次に掲げる行為をなす権限がある。
- (a) 中央銀行が問題を調整するのに必要とみなす措置を講じるようイスラーム銀行に命令すること。当該イスラーム銀行は当該命令を中央銀行が指示する期間内に実行しなければならない。
 - (b) 当該イスラーム銀行が、貸出、貸付又は信用供与の追加を特定の期間行うことを禁止すること。中央銀行が課す他の条件がもしあれば、それに従わせること。
 - (c) 取締役を解任又は任命すること。
 - (d) 銀行業務の適切な遂行について当該イスラーム銀行に助言を与える者を任命すること。
 - (e) 銀行業務の管理及び遂行を引き受けること又は銀行業務の管理及び遂行を引き受ける者を任命すること。
 - (f) 裁判所において銀行の清算を行うために、高等裁判所への申立てをすること。
- (3) 中央銀行は、次に掲げる場合においては、銀行が当該人に支払うべき報酬及び費用を決定することができる。
- (a) 中央銀行が、前項(c)に基づいて銀行の取締役となる者を任命するとき。
 - (b) 中央銀行が、前項(d)に基づいて銀行業務の適切な遂行について銀行に助言を与える者を任命するとき。
 - (c) 中央銀行が、前項(e)に基づいて、銀行業務の管理及び遂行を引き受ける者を任命するとき。

〔取締役の職務の解任又は中央銀行による銀行取締役の任命〕

第38条 中央銀行がイスラーム銀行に対して前条第2項(c)に基づいた行為をなすときは、以下の規定が効力を有する。

- (a) 1965年会社法及び銀行の付属定款にかかわらず、中央銀行によって解任される取締役に代わる新取締役を選出するための社員及び株主の権利の行使は停止される。
- (b) 前条第2項(c)に基づいて解任された取締役は辞職し、解雇又は退職へのいかなる補償も請求してはならない。
- (c) 前条第2項(c)に基づく解任及び任命は、終局で、かつ、確定したものであって、裁判所に訴えを提起することはできない。

〔中央銀行によるイスラーム銀行の管理〕

第39条 (1) 第37条第2項(e)に基づいて、中央銀行がイスラーム銀行業務の管理を引き受けたとき又はイスラーム銀行業務の管理を引き受ける者を任命したときは、中央銀行又は当該人は、次項に従って、中央銀行が管理を引き受ける又は管理を引き受ける者を任命した要因が消滅するまで、銀行の名において銀行に代わって銀行の管理をし、その業務を引き継がなければならない。

(2) 第37条第2項(e)に基づいて、中央銀行がイスラーム銀行業務の管理を引き受けた場合又はイスラーム銀行の業務の遂行を引き受ける者を任命した場合においては、高等裁判所が、中央銀行が管理を行っている銀行の預金者保護がもはや必要ないとみなすときは、中央銀行に対し銀行業務の管理の停止を命じることができる。

(3) 第37条第2項(e)に基づいて、中央銀行がイスラーム銀行業務の管理を引き受けたとき若しくはイスラーム銀行業務の管理を引き受ける者を任命したとき又は本条に従ってイスラーム銀行業務の管理を停止したときは、中央銀行は官報でその旨を告示しなければならない。

〔中央銀行の管理下にあるイスラーム銀行は中央銀行に協力すること〕

第40条 (1) 第37条第2項(e)に基づいて、中央銀行

が、イスラーム銀行業務の管理を引き受けたとき又はイスラーム銀行業務の遂行を引き受ける者を任命したときは、イスラーム銀行はその業務を中央銀行又は当該人の管理に委ね、業務を引き継ぐために必要な便宜を中央銀行に与えなければならない。

- (2) 前項又は中央銀行の求めに応じないイスラーム銀行は、違反の続く間1日につき4,000リング以下の罰金刑に処する。

〔銀行の補助機関に対する管轄権の範囲〕

第41条 本編（第6編）におけるイスラーム銀行とは、当該イスラーム銀行の従属会社を含むものと解釈される。

〔活動の一時停止〕

第42条 (1) 中央銀行は、イスラーム銀行の預金者の利益にかなうとみなすときは、大蔵大臣の承認を得て、銀行に業務の遂行又は銀行業務若しくは命令で明記されることに係る行為若しくは職務の実行若しくは遂行を禁止するよう命じることができる。

(2) 中央銀行は、イスラーム銀行の預金者の利益にかなうとみなすときは、大蔵大臣の承認を得て、高等裁判所に銀行業務についての銀行による又は銀行に対する訴訟の開始又は継続の停止命令を求めることができる。当該命令は、6カ月を超えない期間有効である。

(3) 第1項に基づく命令が効力を有する限り、この法律により銀行に付与された免許は停止される。

(4) 第1項に基づく命令が下されたときには、中央銀行は官報にその旨を告示しなければならない。

〔銀行の規約の改正〕

第43条 (1) すべてイスラーム銀行は、基本定款、付属定款又は設立に係るその他の法律文書の修正又は変更の前に、中央銀行に修正又は変更についての承認を求めるために明細書を提出する。

(2) すべてイスラーム銀行は、基本定款、付属定款又は設立に係るその他の法律文書の修正又は変更の後3カ月以内に、中央銀行を通じて大蔵大臣に、修正又は変更について（銀行の業務執行役員の誓約により認証された）明細書を提出する。

- (3) 前2項の要求に従わないイスラーム銀行は、違反の続く期間1日につき2,000リング以下の罰金に処せられる。

第7編 雑則

〔損失補償〕

第44条 (1) 政府、中央銀行又はその職員は、この法律に基づく権限を行使して、若しくは行使しようとして誠実に行った、若しくはそれを怠ったことについて、又は行使すること若しくは行使しようとする事について、何人からの訴え、請求又は要求にも従わず、何人への責任も負わない。

(2) 本条において大蔵大臣及び公務員は、政府の職員とみなされる。中央銀行の総裁及び副総裁、中央銀行の役員又は職員並びに中央銀行に在職している又は第37条第2項(c)、(d)若しくは(e)に基づいて任命された者は、中央銀行の職員とみなされる。

〔要求払い債務及び貯蓄勘定債務の優位〕

第45条 イスラーム銀行がその債務の支払が不能になったとき又は支払を停止するときは、国内における銀行の資産は、すべての債務に優先して国内における銀行の要求払い預金債務及び貯蓄勘定債務の返済に充てなければならない。

〔取締役及び支配人に対する罰則〕

第46条 (1) 次の各号に該当する者は、20,000リング以下の罰金若しくは3年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

(a) この法律及び1958年マレーシア中央銀行令に従って、適切な措置を講じないイスラーム銀行の取締役又は支配人。

(b) この法律又は1958年マレーシア中央銀行令の規定に基づいて提出される陳述書の正確さを確保するための適切な措置を講じない取締役又は支配人。

(2) 前項に該当する者に対する訴訟手続きにおいては、第三者がこの法律若しくは1958年マレーシア中央銀行令に従って銀行が遵守する義務又はこの法律若しくは1958年マレーシア中央銀行令の規定に基づいて提出される陳述書の正確さを確保する

義務を負っていたこと及び当該人が義務から免除されていたことについて、信じるにたる合理的根拠が当該人にあることを証明するための防御がなされなければならない。

- (3) 裁判所の意見において、当該人が故意に犯罪を犯したと判示されない限り、第1項に基づく自由刑の宣告はなされない。

〔取締役、役員及び代理人による犯罪〕

第47条 次に掲げる場合には、イスラーム銀行の取締役、支配人、受託者、監査役、役員又は代理人は、50,000リング以下の罰金若しくは5年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

- (a) 故意に、記録帳若しくは銀行の業務、事情、取引、状態、資産若しくは勘定の記録、伝票、文書又は陳述書に誤った記入をした又はさせたとき。
- (b) 故意に、記録帳若しくは銀行の業務、事情、取引、状態、資産若しくは勘定の記録、伝票、文書又は陳述書の記入を怠った又は記入を怠らせたとき。
- (c) 故意に、記録帳若しくは銀行の業務、事情、取引、状態、資産若しくは勘定の記録、伝票、文書又は陳述書の記入を改竄、抜き取り、隠匿若しくは破棄をした、又は記入を改竄、抜き取り、隠匿若しくは破棄させたとき。

〔会社等、事務員及び代理人による犯罪〕

第48条 (1) 法人、商事組合、社団又は他の組織がこの法律に違反したときは、違反の時点で、取締役、支配人、秘書役若しくは他の同種の役員である者又はその地位をもって行動した者は、犯罪が当該人の同意若しくは黙認なしに実行されたこと及び当該人がなすべきであった犯罪の実行を防ぐ注意を行ったことを証明しない限り、その地位における当該人の職務の性質及びすべての事情を考慮して、有罪とみなされる。

- (2) 何人も、作為、不作為、不注意若しくは懈怠の故に、この法律に基づいて自由刑若しくは罰金に処せられる場合においては、被用者、事務員若しくは代理人又は代理人の被用者若しくは事務員の作為、不作為、不注意若しくは懈怠がその雇用期

間中に引き起こされたときは、同等の自由刑若しくは罰金に処せられる。

〔役員によるコミッションの受け取りの禁止〕

第49条 イスラーム銀行の取締役、役員若しくは従業員又は当該イスラーム銀行から報酬を得ているその他の者で、銀行からの貸出、貸付若しくは信用供与若しくは手形、約束手形、小切手、為替手形若しくは銀行によるその他の債券の購入若しくは割引を、ある者のために取り付ける若しくは取り付ける努力をなすことに対し、又はある者に銀行の勘定を過振する許可をすることに対し、銀行ではなく人から、個人的利益若しくは便宜、その親族への利益若しくは便宜として、進物、コミッション、報酬、恩恵、チップ、金銭、財産若しくは物を要求し、收受し、又は收受することを承認する者は、20,000リング以下の罰金若しくは3年以下の自由刑に処し、又はこれを併科する。

〔通常の刑罰〕

第50条 この法律の規定又はこの法律に基づく規則に違反したイスラーム銀行は、刑を科せられ、50,000リング以下の罰金に処する。

〔総裁の金銭を徴収して犯罪を宥恕する権限〕

第51条 (1) 中央銀行の総裁は、大蔵大臣の承認を得て、刑に処せられた場合の罰金の上限を超えない適当とみなす金額を受けとることにより、この法律に基づき罰せられる犯罪を宥恕することができる。

- (2) 前項に従って総裁に支払われた金銭は、統合基金 (Consolidated Fund) に振り込まれ、その一部を構成する。

〔検察官の同意〕

第52条 この法律の違反についての訴追は、検察官の書面による同意なしには行われない。

〔規則〕

- 第53条 (1) 中央銀行は、大蔵大臣の承認を得てこの法律の目的を達成するために必要な規則を随時制定することができる。
- (2) 中央銀行は、前項の通則 (generality) の権利関係に不利益を与えることなく、次に掲げる事項について規則を定めることができる。

- (a) イスラーム銀行による法人の株式の取得若しくは所有又は不動産の取得若しくは開発に対する中央銀行による管理。
- (b) 商事組合のパートナー又は所有者となるイスラーム銀行に対する中央銀行による管理。
- (c) 不動産及び株式の取得又は所有並びに消費者信用及び商品先物取引への融資のために信用を供与することに対する中央銀行による管理。
- (d) 取締役の信用で所有されている、取締役が所有者となる権利を有している（支払であろうとなかろうと）、又は取締役が直接的であれ間接的であれ商事組合若しくは法人において、パートナー、取締役、支配人若しくは代理人として受益的利益及び何らかの利益を得ている法人の株式の数及び種類についての取締役からの取締役会への報告。
- (e) 業務執行取締役、役員及び従業員によって若しくは業務執行取締役、役員及び従業員のために、又はその配偶者若しくは子によって若しくはその配偶者若しくは子のために所有される次に掲げる利益についての当該業務執行取締役、当該役員及び当該従業員からのイスラーム銀行の取締役会又は規則で定められる第三者への報告。
 - (i) 当該取締役、当該役員、当該従業員、そ

の配偶者若しくは子が信用で所有している、所有者となる権利を有している（支払であろうとなかろうと）、又は直接的にであれ間接的にであれ受益的利益を得ている法人の株式の数及び種類。

- (ii) 商事組合又は法人におけるパートナー、取締役、支配人又は代理人としてのあらゆる利益の性質。

- (iii) その他すべての資産。

〔銀行の休日〕

第54条 いずれのイスラーム銀行も、1973年銀行法第57条第1項の規定に基づく銀行の休日には業務を行ってはならない。

〔他の法律の適用〕

第55条 1965年会社法に基づいて設立されたイスラーム銀行は、この法律の規定と同様に1965年会社法にも従う。ただし、1965年会社法の規定とこの法律の規定との間に紛争又は矛盾が生じたときには、この法律が優越する。

〔免除〕

第56条 大蔵大臣は、条件を付して又は条件を付さないで、この法律の規定からイスラーム銀行を免除することができる。

第8編 付随的改正（略）